

美 作 市
財政の総点検
【第11版】

2 0 2 4 年 1 1 月

美作市総務部財政課

美作市財政の総点検【第 11 版】

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
1 財政状況	・ ・ ・ ・ 2
(1) 市税収入は 0.3%の減	・ ・ ・ ・ 2
(2) 地方交付税の積極的確保に努めています	・ ・ ・ ・ 3
(3) 普通会計の市債残高は増加、実質的な残高は 41.8 億円	・ ・ ・ ・ 6
(4) 普通会計以外の市債残高は下水道事業への負担が課題	・ ・ ・ ・ 8
(5) 普通会計の基金総額は 3 億 9 千 9 百万円の増	・ ・ ・ ・ 9
2 財政指標による健全化判断	・ ・ ・ ・ 11
(1) 令和元年度以降実質的な負債が 0 以下になっています	・ ・ ・ ・ 11
(2) 経常収支比率は前年度比で 1.0 ポイントの改善	・ ・ ・ ・ 15
3 財政力強化、人口増加に向けた取り組み	・ ・ ・ ・ 16
(1) 移住・定住を促進する取り組み	・ ・ ・ ・ 16
(2) 地域活力創生事業雇用促進奨励金	・ ・ ・ ・ 19
(3) 地域おこし協力隊は各地域で活動を進めています	・ ・ ・ ・ 20
(4) 外国人が暮らしやすい環境づくり	・ ・ ・ ・ 21
(5) 森林環境譲与税を活用した森林を守る取り組み	・ ・ ・ ・ 22
(6) 全国から 1 億 5 千万円を超えるふるさと納税	・ ・ ・ ・ 24
(7) 水道料金を統一します	・ ・ ・ ・ 26
(8) 事業用発電パネル税の導入	・ ・ ・ ・ 27
4 地域の生活環境を良くする取り組み	・ ・ ・ ・ 28
(1) 農業・農村の多面的機能の維持	・ ・ ・ ・ 28
(2) 小中学校にエアコンの設置を進めます	・ ・ ・ ・ 30
(3) 老朽危険空き家の除却を支援しています	・ ・ ・ ・ 31
(4) 真白い白線事業（道路区画線の整備）を進めています	・ ・ ・ ・ 32
(5) 防災・減災事業を進めています	・ ・ ・ ・ 32
5 今後の課題	・ ・ ・ ・ 34
(1) 新庁舎建設が順調に進んでいます	・ ・ ・ ・ 34
(2) 合併特例事業債の活用と将来の財政に与える影響	・ ・ ・ ・ 35
(3) 第 9 期介護保険料は前期と同額を維持	・ ・ ・ ・ 37
(4) 自治体 DX の推進	・ ・ ・ ・ 39
(5) 光ファイバ網宅内・ケーブルテレビ設備の更新	・ ・ ・ ・ 40
(6) 市内高等学校の存続に向けて	・ ・ ・ ・ 42
(7) 水銀灯及び蛍光灯生産終了に伴う照明器具の交換	・ ・ ・ ・ 43
(8) 市営観光施設の運営状況	・ ・ ・ ・ 44
(9) 地域高規格道路「美作岡山道路」の整備促進	・ ・ ・ ・ 45
(10) 子育て支援に関する助成制度	・ ・ ・ ・ 47
6 今後の財政見通し	・ ・ ・ ・ 52
(1) 引き続き健全な財政運営に努めていきます	・ ・ ・ ・ 52
(2) 推計の考え方	・ ・ ・ ・ 53

はじめに

美作市では、財政状況についてわかりやすい分析と今後の収支見通しに係る情報提供を行うため、2014 年度から「財政の総点検」に取り組み、その情報を市民と共有するために公表しています。

2023 年度決算に基づく財政状況についてですが、大規模建設事業の実施に伴い市債残高は約 9 億円増加し、基金については、将来の大規模事業に備えるため、公共施設整備基金への積立を積極的に行った結果、2023 年度は前年に比べて約 3 億 9 千 9 百万円の増となっています。

また、財政の健全性を計る指標となる健全化判断比率については、実質公債費比率は昨年度と同数値、将来負担比率は、5 年連続で算定値なし（0 以下）となっています。これは、市が保有する負債が、住宅使用料など公債費に充当される特定財源、市が保有する基金、公債費に連動して算入される地方交付税などで全額賄える範囲となったことを意味し、現時点の負債状況について、将来の財政を圧迫する可能性の度合いが低下していることを示しています。

2023、2024 年度は、合併特例事業債の発行期限が迫る中、新庁舎をはじめとする大規模建設事業が集中したことにより、短期間に多額の地方債を発行することとなり、後年度、公債費の増加による財政に与える影響は非常に大きいと考えられます。しっかりとした財政見通しを立て、計画的な運用を図ることが求められます。

財政状況を公表することで、財政に関する規律の維持やコンプライアンスの確立に市民の目が向けられると考えており、今年度も第 11 版となる「財政の総点検」を作成し、健全な財政運営に努めてまいりますので、市民皆様のご理解とご協力をお願いします。

～普通会計～

地方公共団体の会計は、個々の団体によって設置している特別会計や一般会計が網羅する範囲が異なります。そのため普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、財政状況を比較しています。

一般会計は、教育や福祉、公共施設の整備、市役所事務運営など、一般的な行政サービスを行うための会計で、市の会計の中心となるものです。

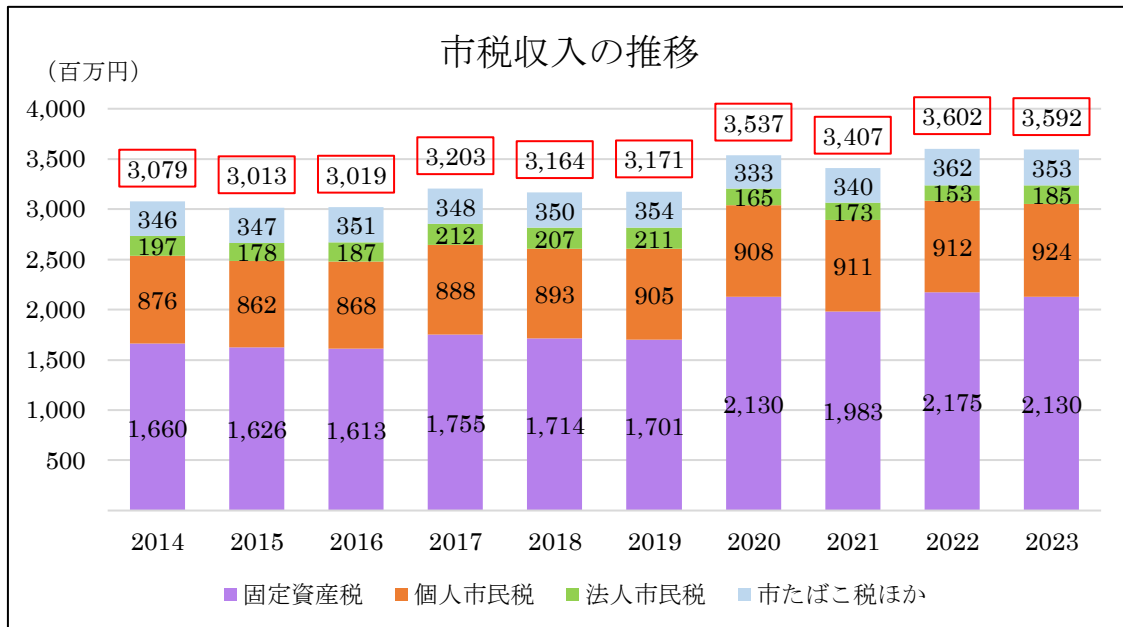
美作市の普通会計は、一般会計、公園墓地事業特別会計、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計で構成しています。

なお、美作市の企業会計は、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計で、民間企業と同様の公営企業会計を適用しています。

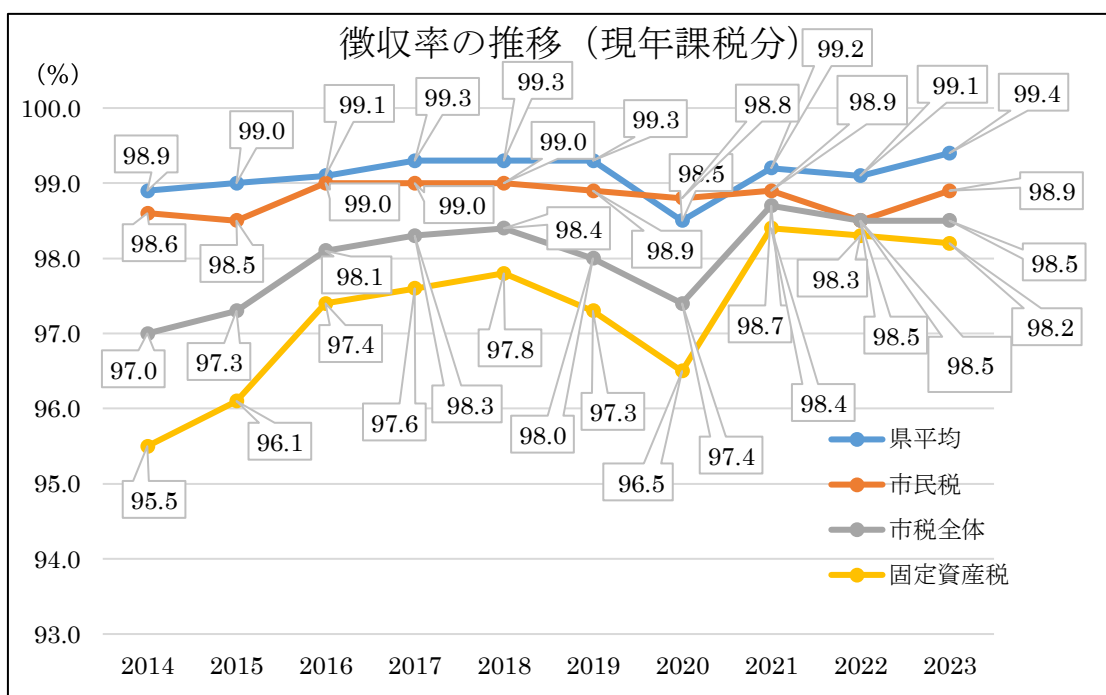
1 財政状況

1- (1) 市税収入は 0.3%の減

市税収入は、2022 年度と比較し 1 千万円、0.3%の減となりました。これは、市民税が増収となったものの、大規模太陽光発電施設の償却資産額の減少により、固定資産税が 4 千 5 百万円の減となったことから、市税収入全体としては 0.3%の減収となったものです。



また、市税の徴収率（現年課税分）は、2023 年度も税目ごとの動きがあるものの市税全体では前年度とほぼ同水準となっています。しかしながら、依然として県平均を下回り推移していることから、引き続き徴収率の向上を中心とした、税収の確保に取り組んでいく必要があります。なお、2020 年度に徴収率が下がったのは、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として実施された市税の徴収猶予のためです。

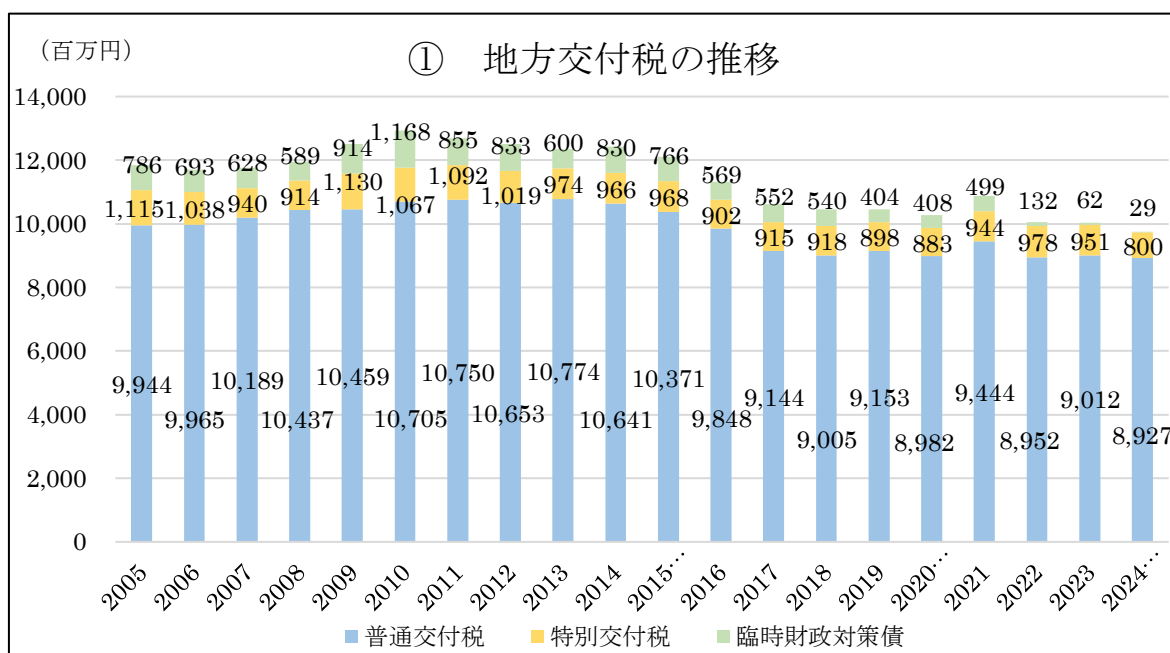


1-(2) 地方交付税の積極的確保に努めています

地方交付税及び臨時財政対策債は、地方公共団体間の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対して交付するもので、美作市の収入全体の約4割を占めています。

① 2023年度の決算状況

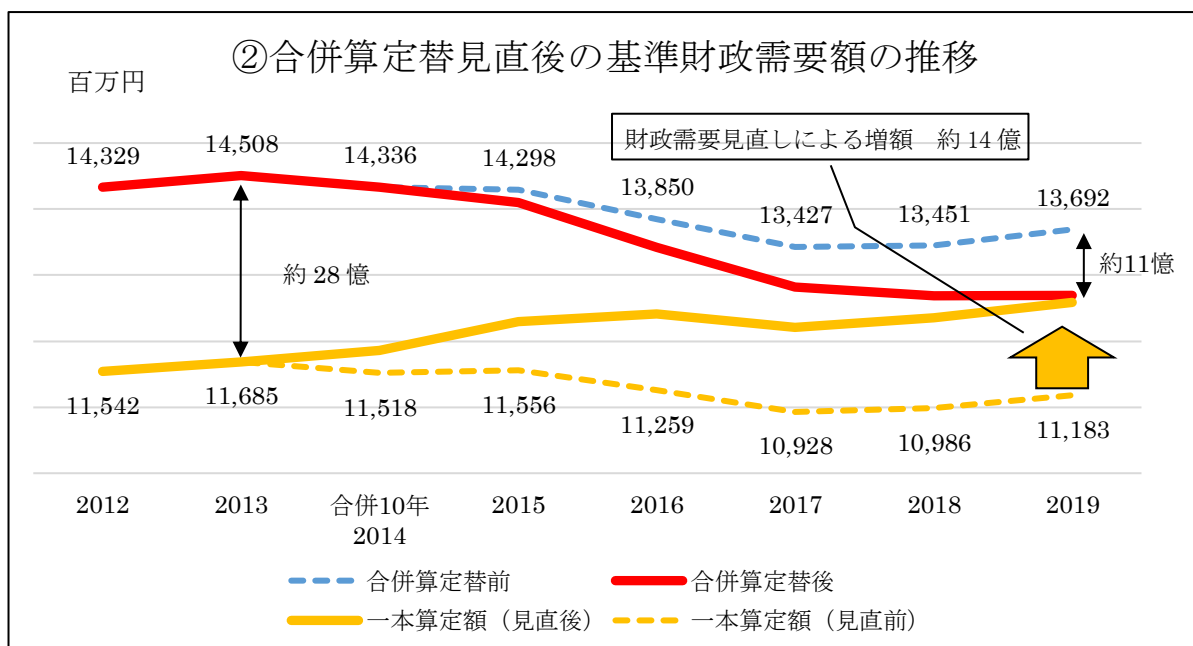
グラフ①のとおり、2023年度決算における、普通交付税と臨時財政対策債の合計額は、前年度に比較して約1千万円（△0.1%）の減となりました。これは、後年度の償還に充当するための臨時財政対策債償還基金費（55,135千円）の増があったものの、普通交付税に算入される公債費の減などが主な要因であると考えられます。



② 地方交付税の特例加算が終了しました

普通交付税の算定にあつては、合併後15年間、合併算定替という特例加算措置を受けていましたが、合併後11年目からその加算額は段階的に縮減され、2020年度からは一つの自治体として算定される一本算定になりました。

合併算定替と一本算定の差は最大で28億2千万円（2013年度）ありましたが、普通交付税の算定方法が合併市の実態を反映したものとなるよう活動を行った結果、基準財政需要額における支所や消防、保健センターに要する経費等の見直しにつながり、算定替最終年となる2019年度には、その差額が約11億円まで圧縮されています（グラフ②）。

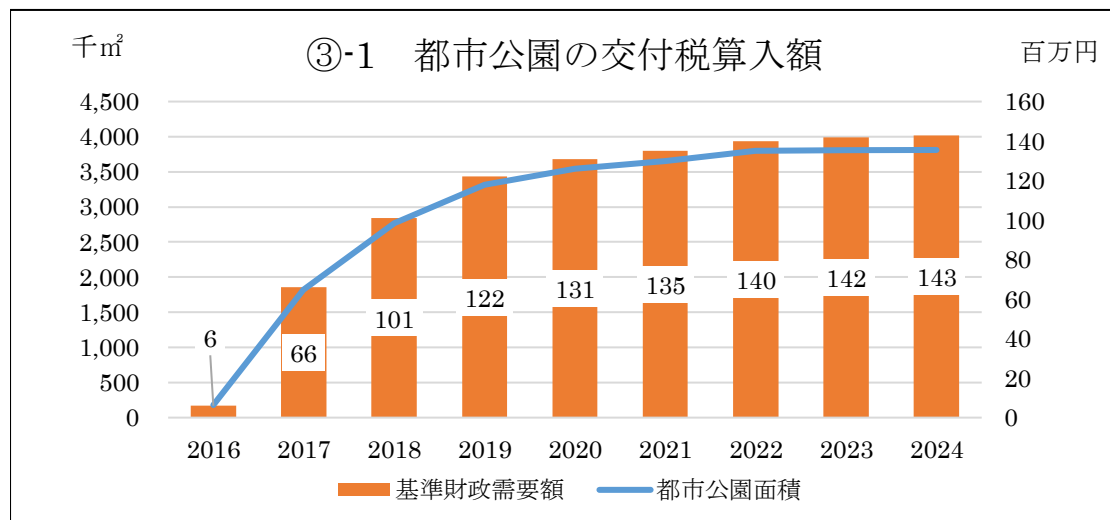


一本算定後の基準財政需要額の算定にあつては、算定替期間中の縮減ほどの影響はないものの、人口が減少傾向にある美作市の実態を反映することから、交付税額は減少していくことが予想されます。地方交付税は、前述のとおり市全体の歳入に占める割合が大きいことから、減少幅を小さく抑える意味でも、基準財政需要額の増加につながる施策について知恵を絞る必要があります。

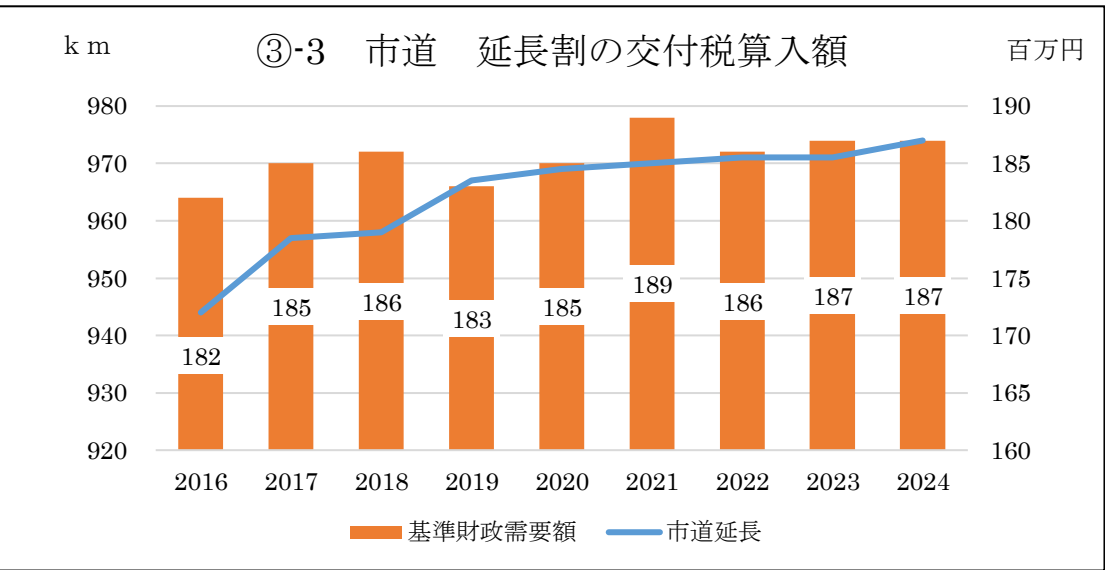
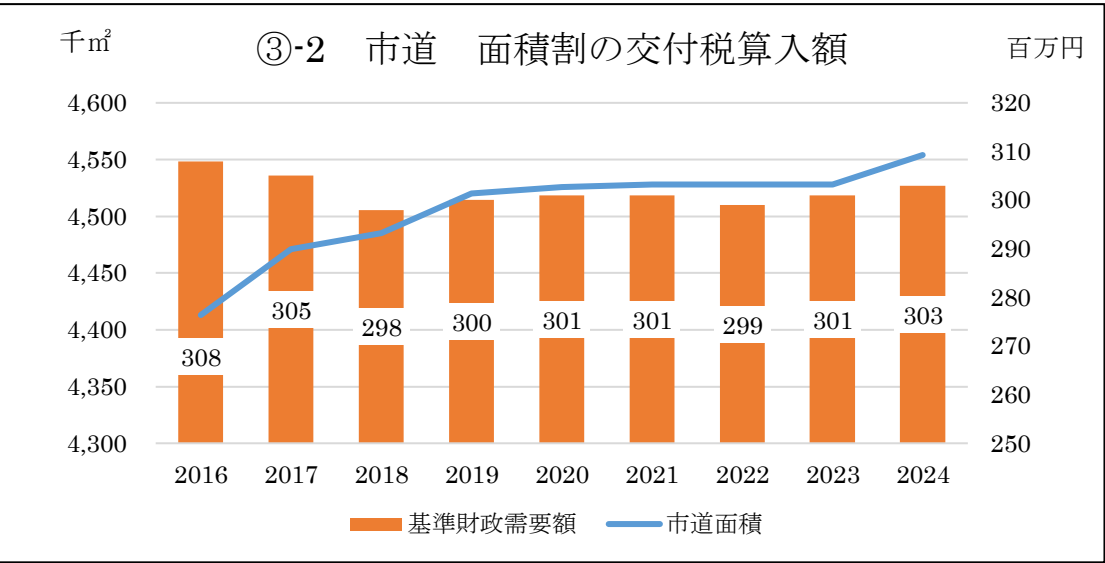
③ 都市公園、市道を積極的に認定しています

地方交付税（普通交付税）は、基準財政需要額（合理的な水準で行政事務を遂行するために必要な経費）が基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）を上回った場合、その差額を基礎として交付されます。

基準財政需要額は、土木費や教育費といった行政費目ごとの「単位費用」に、人口や面積などの自治体ごとの規模を表す「測定単位」を乗じて算定されています。その中で、都市公園、市道等の測定単位については、その大きさが基礎数値



となり、これに比例して維持管理費等の需要額が算定されます。美作市では、都市公園や市道を積極的に認定することにより生じる安定的な財源を確保したうえで、福祉施策をはじめとする行政サービスの充実を図っています。



※参考 単位費用

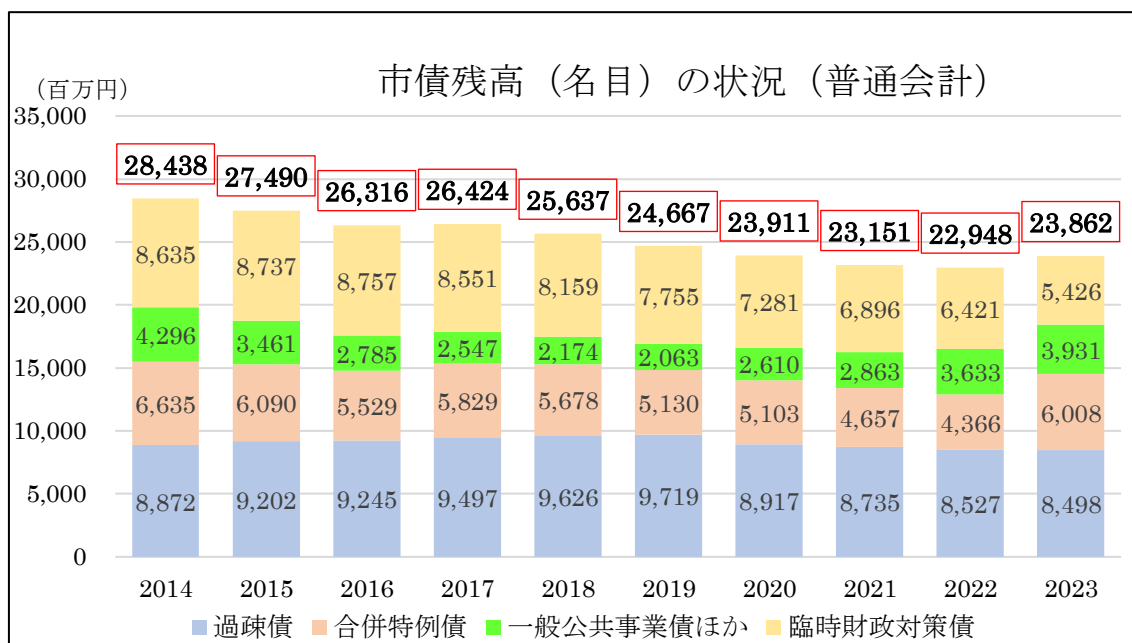
項 目	単位	2016	2017	2018	2019	2020
都市公園面積	千円／千㎡	36.3	36.3	36.3	36.6	37.0
市道面積	千円／千㎡	75.2	73.5	71.7	71.7	71.7
市道延長	千円／km	193.0	193.0	194.0	189.0	190.0

項 目	単位	2021	2022	2023	2024
都市公園面積	千円／千㎡	37.0	37.0	37.3	37.6
市道面積	千円／千㎡	71.7	71.3	71.4	71.9
市道延長	千円／km	191.0	190.0	189.0	188.0

1－(3) 普通会計の市債残高は増加、実質的な残高は 41.8 億円

① 市債残高（名目）は一時的に増加します

2023 年度は新庁舎建設、防災公園整備や作東公民館建設などの大規模建設事業の実施により、約 44 億円の新たな地方債を発行したため、普通会計の市債残高は、前年度に比べ約 9 億円（4.0%）増加しました。地方債発行額に比べ、地方債残高の増加が少ないのは、通常の元金償還に加え、繰上償還を 8 億 8 千万円実施したことによるものです。臨時財政対策債については、年々発行額が減少していることから、残高も減少してきています。一般公共事業債ほか（グラフ緑色）については、緊急自然災害防止対策債（交付税算入率 70%）などの防災に関する事業債の発行により残高が増えています。また、2024 年度末に発行期限を迎える合併特例債については、2023、2024 年度での借入が大幅に増加し、その影響から 2024 年度末での市債残高も増加することが見込まれます。



② 繰上償還を実施し、将来の公債費負担の軽減を図っています

借入利率の高い市債について順次繰上償還に取り組んできましたが、高金利のものがほぼなくなったことに伴い、近年は、財政の将来的な負担軽減を図るため、後年度の公債費抑制効果の高い地方債について、繰上償還を行っています。

2023 年度は 888,927 千円の繰上償還を行いました。このことにより、2024 年度から 2030 年度までの 7 年間、年平均額で約 1 億 2,700 万円の公債費支出を抑制することができます。今後も将来の公債費負担軽減のため、繰上償還を実施していきます。

なお、後年度の交付税算入については、年度ごとに起債償還があったものとして算定されるため、減額されることはありません。

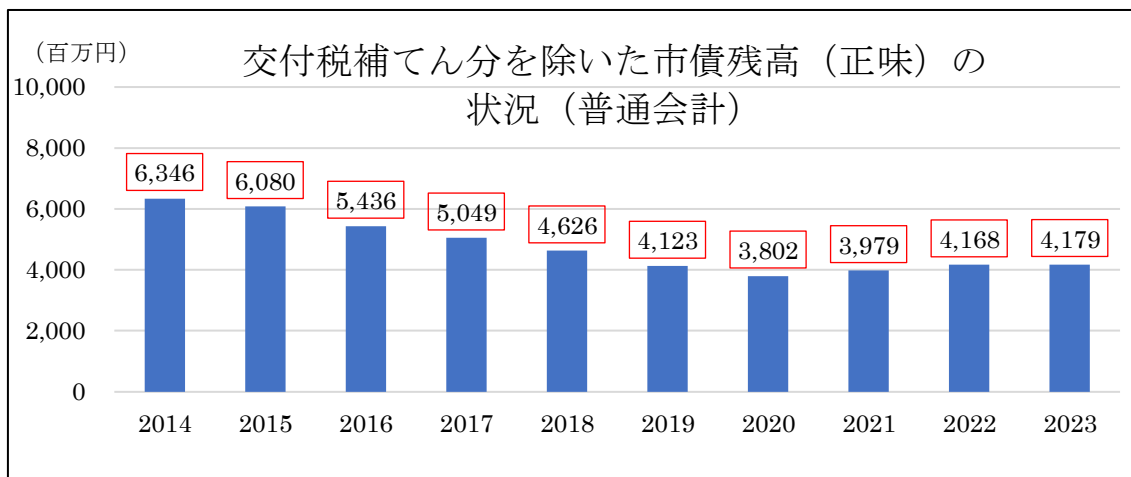
○繰上償還の過年度実績

(単位:千円)

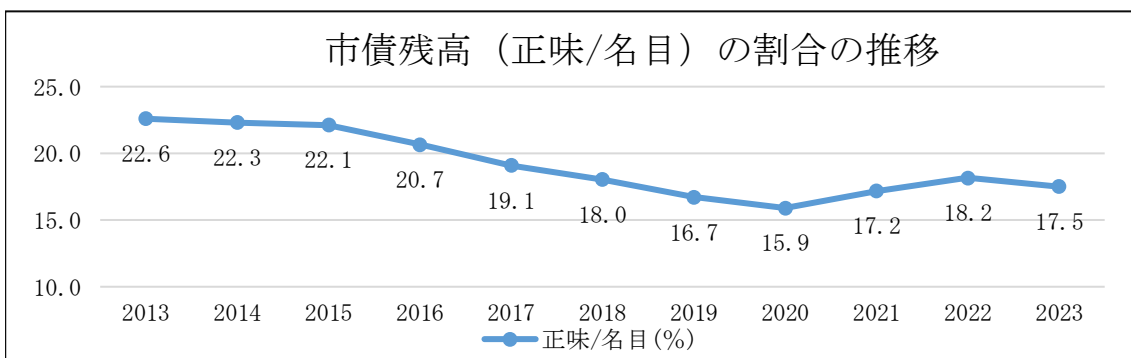
年 度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
繰上償還額	474,516	589,245	791,132	252,565	288,437	888,927

② 交付税措置率の高い有利な起債を選択

市債の発行は、過疎対策事業債や合併特例事業債など財源的に有利なものを中心に行ってきました。市債残高のうち、交付税で補てんされる額(過疎債 70%、合併特例事業債 70%、臨時財政対策債 100%など)を除いた正味の残高は、次のグラフのとおりです。



2023 年度末の市債残高 238 億 6 千 2 百万円に対し、普通交付税等により補てんされる見込額を除いた正味の残高は、41 億 8 千万円です。交付税措置のある有利な起債を選択してきたことにより、債務の質は良い状態にあります。

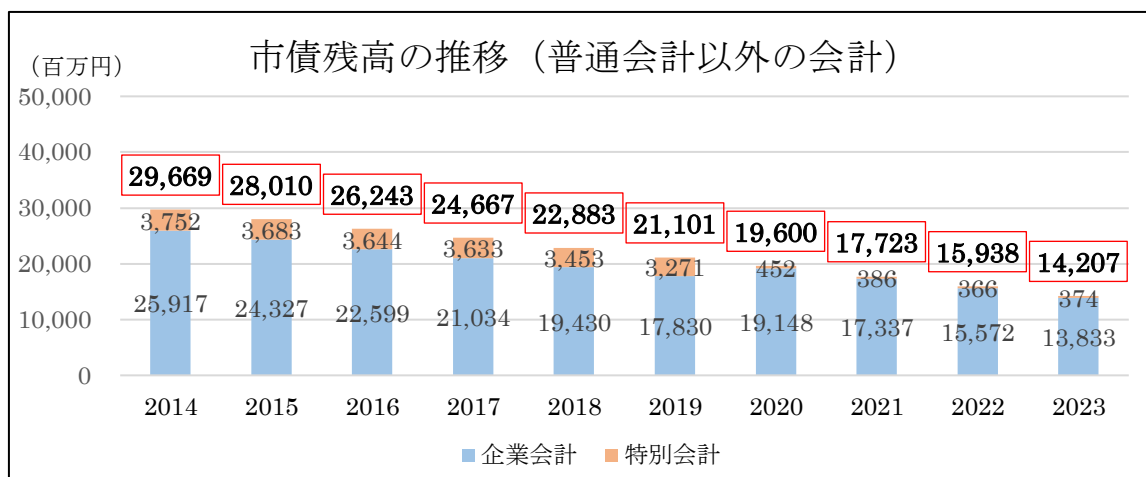


一方、正味の市債残高を名目残高で除した割合は、年々減少傾向にありましたが、2021 年度決算では増加に転じ、その後は、17～18%台を推移しています。今後は、交付税措置率 100%の臨時財政対策債の残高が減少傾向にあることや現在の借入が交付税措置率 70%の過疎対策事業債、合併特例事業債や緊急防災・減災事業債などが主であることから、正味の市債残高を名目残高で除した割合は、少しずつ上昇していくことが予想されます。ただし、繰上償還を実施することにより、その率の上昇を抑えることができます。

また、交付税補てん分を除いた市債残高（正味）は、今後、大規模な公共事業実施に伴う発債が予定されているため、上昇していくことが予想されます。

1－(4) 普通会計以外の市債残高は下水道事業への負担が課題

特別会計と企業会計を合わせた、普通会計以外の会計の市債残高（2023 年度末）は、前年度に比べ 17 億 3 千 1 百万円（△10.9%）減少しました。



※ 2020 年度決算から簡易水道事業は企業会計（水道事業）に移行している。

各会計の 2023 年度末の市債残高に対して、今後一般会計が負担する見込み額等は、次のとおりです。（単位：百万円）

会 計	2023 年度末 地方債残高	うち一般会計 負担見込額	うち普通交付税 算入見込額
水道事業会計	2,495	1,831	547
下水道事業会計	10,796	9,734	5,416
その他（国民健康保険診療所、老人 保健施設、老人福祉施設、大原病院）	916	387	285
合 計	14,207	11,952	6,248

上下水道事業、病院事業などの地方公営企業は独立採算が原則ですが、「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」などは、一般会計等が負担するものとされており、これを「繰出基準」といいます。

しかし、水道事業会計のうち簡易水道事業と下水道事業会計は、使用料収入や基準内繰入金などでは経費を賄えないため、一般会計が「繰出基準」を超えて援助しています。次の表は両会計の今後の公債費の推移ですが、減少傾向にあるものの、今後において、施設の老朽化に対応するための新たな発債が生じることに留意が必要です。

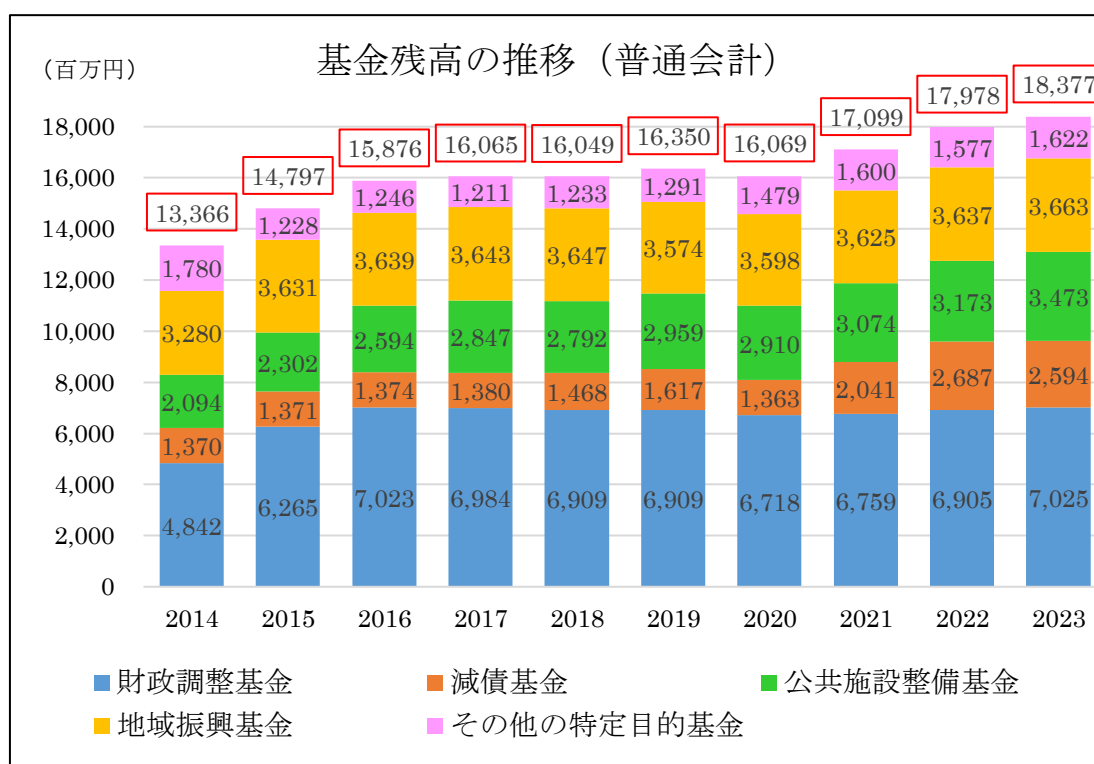
今後の公債費の推移（既発債のみ）										単位：百万円
年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
水道	312	263	254	239	219	213	189	177	147	118
うち簡易水道	269	236	229	221	216	213	189	177	147	118
下水道	1,753	1,678	1,586	1,436	1,196	1,004	747	614	496	383

1－(5) 普通会計の基金総額は3億9千9百万円の増

① 大規模建設事業に備えて公共施設整備基金等の積立を行いました

2024年度に合併特例事業債の発行期限を迎え、2025年度以降建設事業に活用できる有利な起債の1つがなくなることから、建設時の経費に充当可能となる公共施設整備基金の積み立てを積極的に行うこととしています。2023年度は、財政調整基金に7千9百万円、公共施設整備基金に4億円を新たに積み立てたことが基金増加の主な要因となり、普通会計の年度末残高は、前年度に比べ3億9千9百万円（2.2%）増加し、183億7千7百万円となりました。

今後想定される大規模事業に要する経費に対する取り崩しと、安定的な財政運営を行う上で欠かせない基金の積み立てを、財政全体のバランスを考慮しながら計画的に行っていく必要があります。



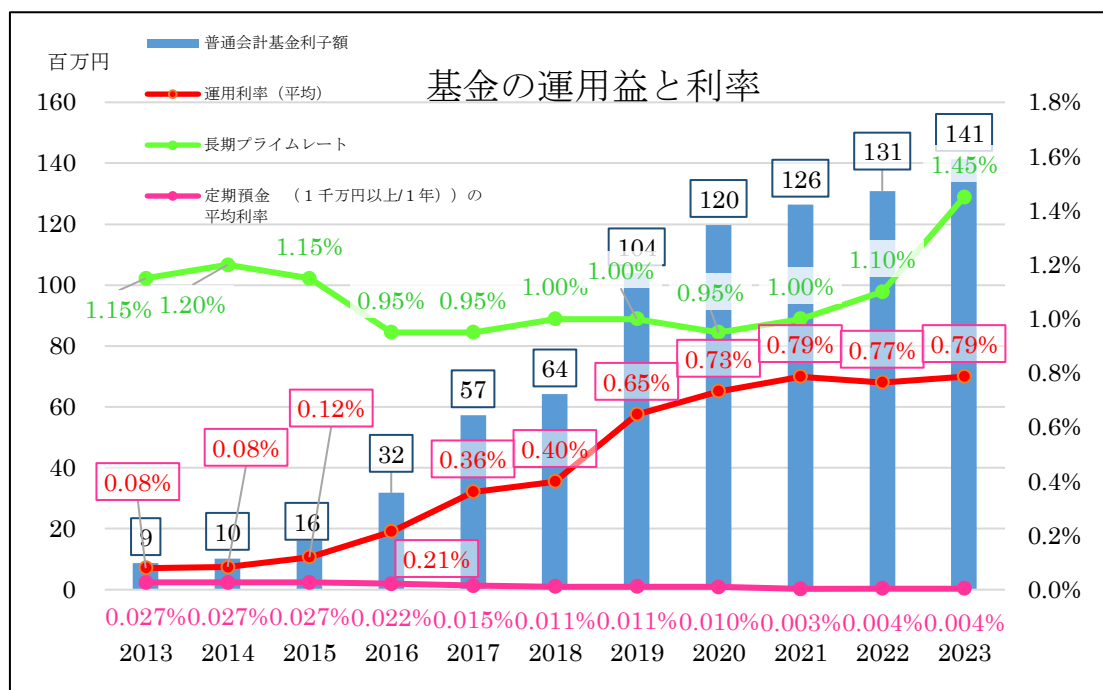
※基金残高には、土地開発基金は含んでいません。

② 基金の運用益は1億4千万円を超えました

基金の運用益については1億4千万円となり、前年度と比較して1,052万円（8.1%）の増となりました。

債券運用の方法を見直し、高い利率での運用を図ることで、有効的な活用に努めており、2023年度の平均利率（利子÷2022年度末残高）は定期預金、債券をあわせて0.79%で、市中銀行の1千万円以上の定期預金の平均的な利率0.004%と比較すると、いかに大きな運用益が生じているかが明らかになります。

なお、債券については、0.5%から3.03%の利率で運用を行っており、安全性、流動性を確保したうえで、効率的な運用を行っています。



* 資料 日本銀行 HP

長期プライムレート^{※1}と定期預金の平均利率は毎年度4月1日現在のもの

※1) 長期プライムレート 金融機関が優良企業向けに1年以上の長期貸出に適用する最優遇金利

③ 普通会計以外の基金残高も増加

全会計の基金残高の合計は、次の表のとおりです。特別会計の基金は、国保事業財政調整基金、診療所財政調整基金、介護給付費等準備基金などです。企業会計の基金は、下水道事業のものです。水道事業及び病院事業の決算では、資産の部にそれぞれ10億円以上の預金がありますが、基金は設けていません。

会 計	2022 年度末残高	2023 年度末残高	前年度比増減
普通会計	17,978 百万円	18,377 百万円	399 百万円
特別会計	1,388 百万円	1,431 百万円	43 百万円
企業会計	574 百万円	576 百万円	2 百万円
合 計	19,940 百万円	20,384 百万円	444 百万円

～臨時財政対策債～

臨時財政対策債は、国の地方交付税の原資が必要額に足りない際に発行することができる代替財源です。本来、市税、地方交付税その他の経常収入で、人件費、物件費その他の経常経費などを賄うところ、地方交付税が必要な額に満たないため、その穴埋めとして臨時財政対策債を発行しています。

臨時財政対策債の使途は、地方交付税と同様に自由で、元利償還金の全額が後年度普通交付税に算入されます。

2 財政指標による健全化判断

2- (1) 令和元年度以降実質的な負債 0 以下となっています

2009 年 4 月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、次の 4 つの指標を「健全化判断比率」とし、監査委員の審査に付した上で、議会へ報告し、公表することを義務付けています。

健全化判断比率等の対象

地方公共団体	会計名等		健全化判断比率等				
	一般会計	普通会計	① 実質赤字比率		② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
	特別会計						
		うち 公営企業会計		資金不足比率			
	一部事務組合・広域連合						
地方公社・第三セクター等							

① 実質赤字比率

普通会計の赤字を、財政規模に対する割合で表したものです。

② 連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

項 目	2007 年度～2023 年度
①実質赤字比率	赤字が発生していないため数値なし
②連結実質赤字比率	

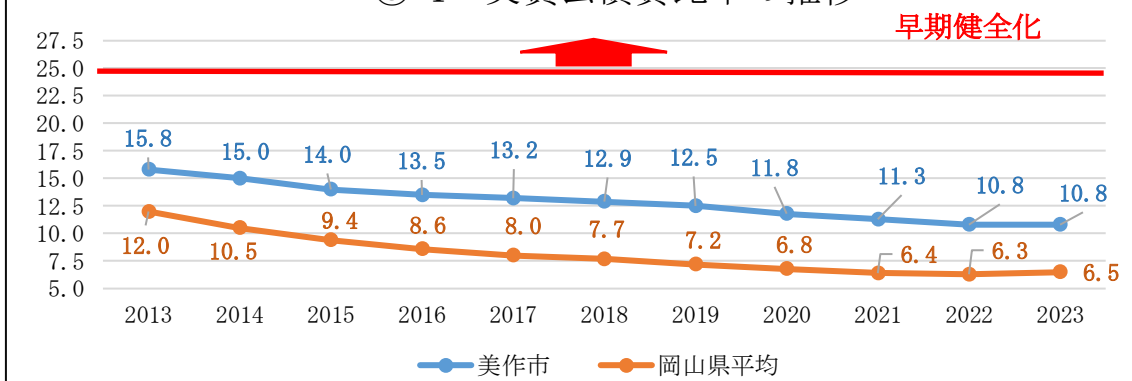
③ 実質公債費比率

地方債の発行は、1977 年度以降、起債制限比率により制限されていましたが、2006 年度の改正で、実質公債費比率により制限されるようになりました。

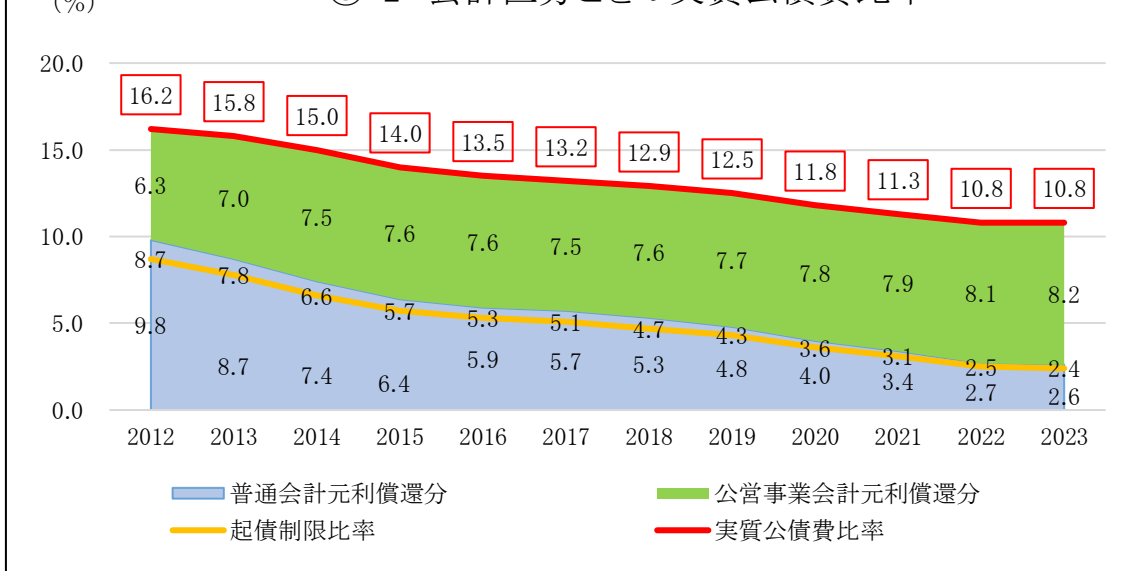
実質公債費比率は、普通会計における市債の元利償還金のみでなく、公営事業会計や一部事務組合における市債等の元利償還金のうち、一般会計が負担するものを加えて財政規模に対する割合を表すもので、通常前 3 年度の平均値を用います。

18%以上の場合、地方債発行に国県の許可が必要となります。25%以上になると早期健全化団体となって一定の地方債が制限され、35%以上の場合にはさらに制限の度合いが高まります。

③-1 実質公債費比率の推移



③-2 会計区分ごとの実質公債費比率



実質公債費比率は、2008年度の20.4%をピークに年々低下し、2023年度は2022年度と同じ10.8%となっています（③-2 積上げ面グラフ）。一方で、普通会計分が年々減少しているのに対し、公営事業会計分の比率は増加傾向にあり、0.1ポイント上昇しました。これは、普通会計債に比べ公営企業債は交付税措置率が低いことや下水道事業債の償還期間が他の市債と比較して長く（30年）、下水道事業会計の公債費の支払いに一般会計が多額の負担を続けていることが、公営事業会計分の比率が下がらない原因となっています。

また、2009年度まで公式に用いられていた起債制限比率は、普通会計のみの公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、合併以降年々低下し、2023年度は2.4%となっています（③-2 黄色折線グラフ）。

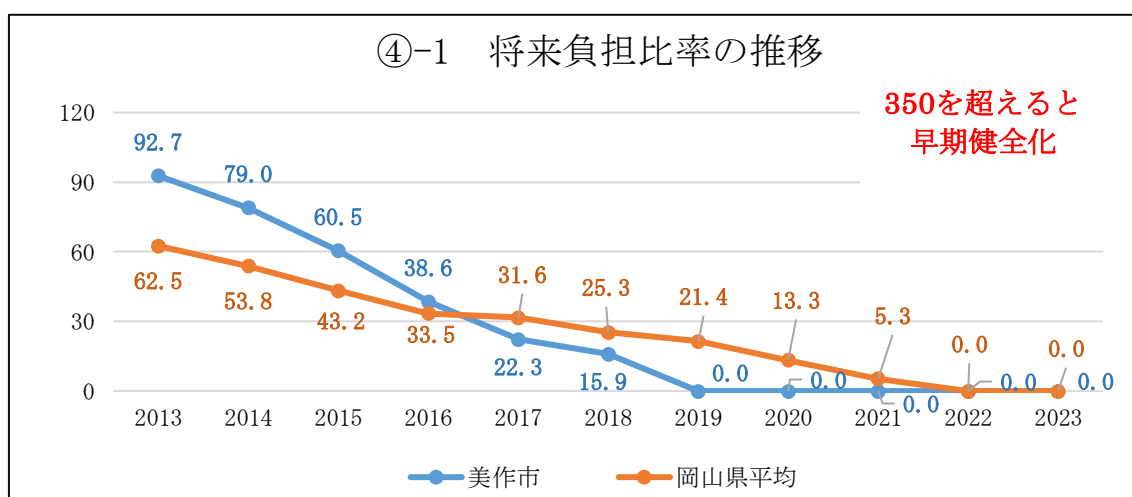
なお、2024年度の市債発行額が多くなることから、今後の比率は上昇してくることが予想されます。

④ 将来負担比率

将来負担比率は2007年度から用いられており、将来負担すべき実質的な負債（将来負担額）の標準財政規模に対する割合で、将来の財政の圧迫度を示すものです。350%以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定を義務付けられます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{元利償還金に係る普通交付税算入額} - \text{充当特定財源収入見込額} - \text{充当可能基金額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金に係る普通交付税算入額}}$$

将来負担額には、年度末に全職員が退職した場合に必要な退職手当の積立不足額、債務負担行為に基づく支出予定額や一部事務組合、第三セクター、土地開発公社等の負債のうち美作市が負担すべき額などを含んでいます。

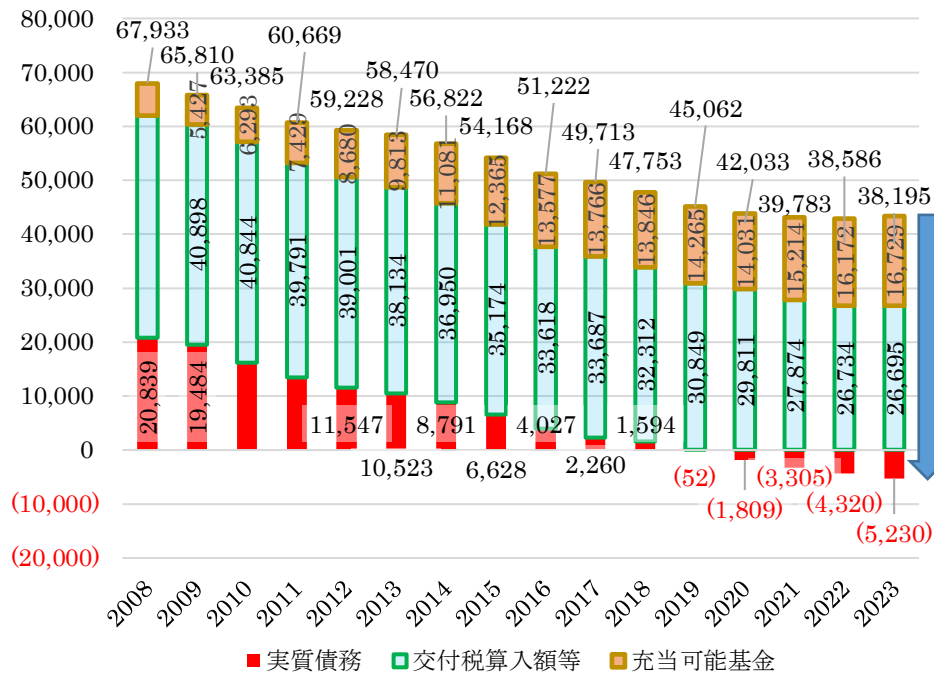


2023年度は5年連続で実質的な負債が0以下となり、将来負担比率は「算定なし」となりました。これは、充当可能基金（167億3千万円）と交付税算入される額（259億3千万円）の合計が、将来負担額（381億9千万円）を上回ったためです。

充当可能基金は、財政調整基金をはじめとする普通会計の基金に特別会計の基金の一部を加えたものです。

④-2 将来負担額と実質債務

(百万円)



基金、交付税等で全額補填され、実質債務額はゼロ以下

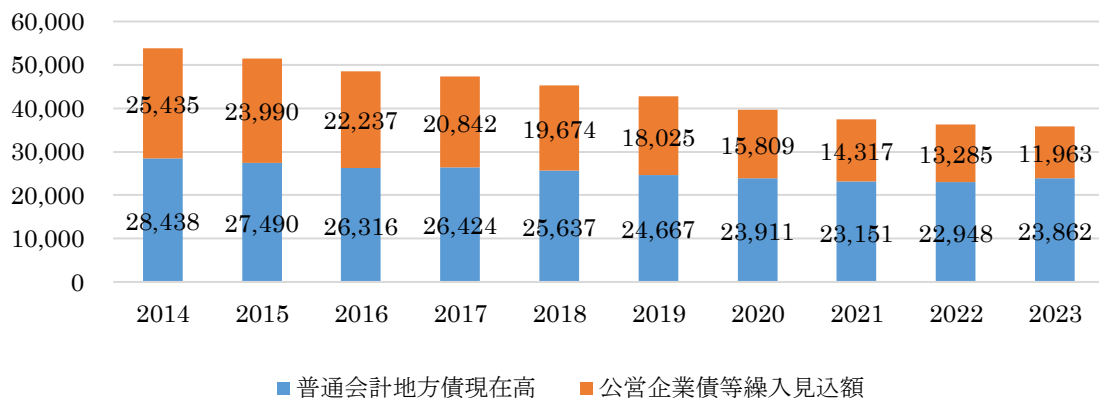
将来負担比率が下がっている大きな要因は、普通会計以外での地方債の発行が少なく、起債残高が着実に減っていることです。

算定の分子となる将来負担額のうち、普通会計の地方債現在高（④-3 棒グラフ下段）はこの10年で45.8億円減り、公営企業債等繰入見込額（公営企業の地方債現在高のうち、料金収入などで賄えず普通会計が負担する額、④-3 棒グラフ上段）は、134.7億円減りました。将来負担比率は暫く「算定なし」が続くと考えられますが、今後、普通会計分の大規模な公共事業の実施、また、水道、下水道などの公営企業においても大規模な更新計画があることから、地方債残高が増加していくことが予想されるため、注視する必要があります。

④-3 将来負担額のうち

普通会計地方債現在高と公営企業債等繰入見込額

(百万円)

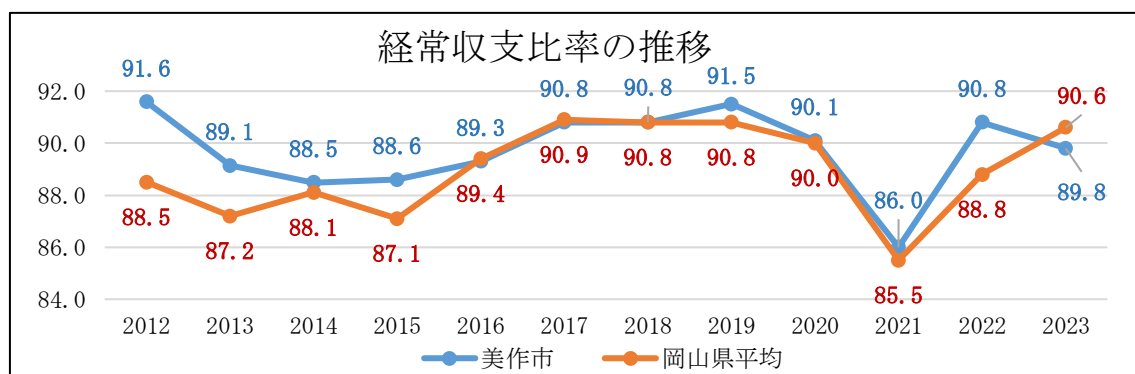


2-(1) 経常収支比率は前年度比で1.0ポイントの改善

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、一般的に低いほど財政運営に弾力性があることを示しています。

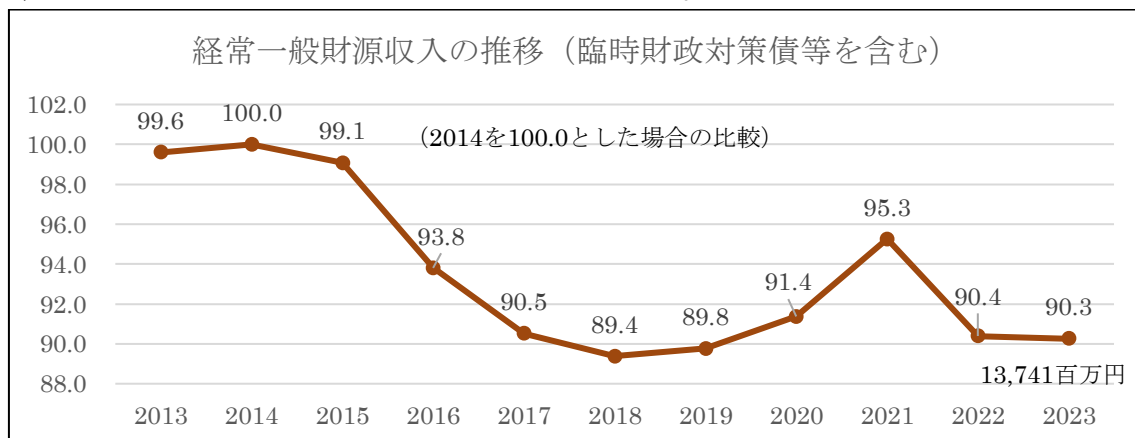
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債}}$$

2023年度の美作市の経常収支比率は89.8%で、前年度に比べ1.0ポイント改善しました。これは、公営企業会計への補助金の減などにより、比率算出の分子の構成要素の1つである経常経費充当一般財源が減少したことによるものです。



比率の分母となる経常一般財源収入の多くは普通交付税です。下のグラフを見ると合併算定替えの縮減が始まった2015年度から普通交付税が段階的に減少したことに伴い、「経常一般財源収入（臨時財政対策債等を含む）」も比例的に減少傾向であったことがわかります。なお、2021年度の増加は普通交付税の追加交付に起因するもので、単年度限りの要因です。

2023年度の経常収支比率は90%を下回ったものの高水準で推移していることから、事務事業の見直しや計画的な事業実施により、人件費、公債費はもとより、それら以外の経常経費についても抑制するように努め、経常収支比率の改善と柔軟性のある財政運営を目指す必要があります。



3 財政力強化、人口増加に向けた取り組み

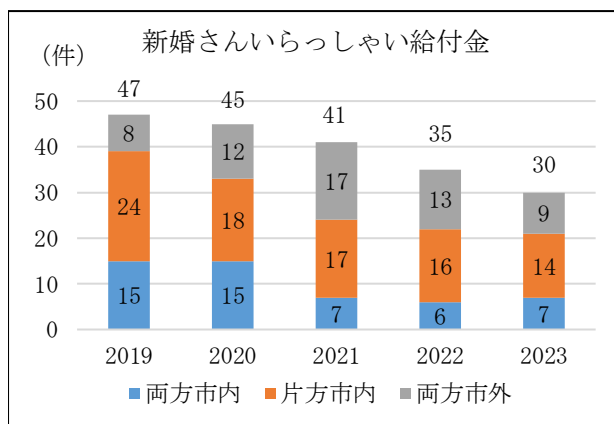
3- (1) 移住・定住を促進する取り組み

美作市では、移住・定住促進や人の動きなどに関連した取り組みを進めています。

① 新婚さんいらっしゃい給付金

2019 年度に始めた「新婚さんいらっしゃい給付金」は、結婚されたご夫婦に 10 万円を最大 3 年間給付します。

結婚して美作市内に居住することが要件となっており、2019 年度から 2023 年

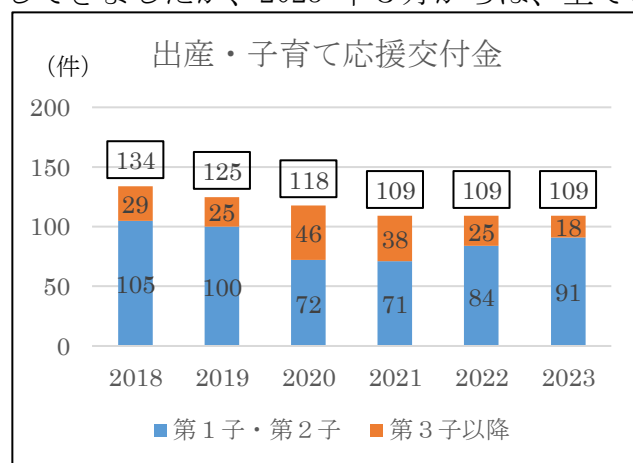


度までの 5 年間で、198 組の夫婦が結婚して市内での生活をスタートさせています。この制度を利用された方のうち、概ね 4 分の 3 の方が、両方とも、もしくはご夫婦のうちどちらかが市外の方であり、2019 年度からの 5 年間で 207 名の方が市内に転入されています。なお、本制度は 2025 年度までに婚姻されたご夫婦が対象となっています。

② 出産・子育て応援交付金

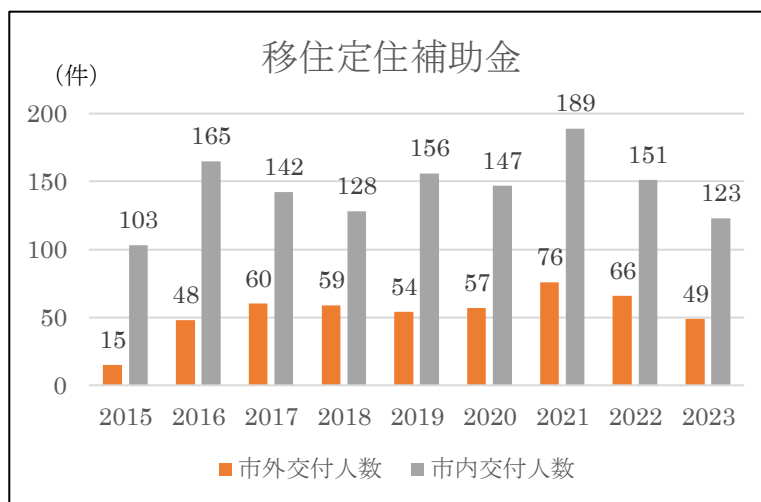
2023 年の全国の出生数は約 76 万人と過去最低の出生数になり、合計特殊出生率も 1.20 と過去最低水準となりました。美作市では、2017 年度に出産祝金制度を創設し、出産、子育ての応援をしてきましたが、2023 年 3 月からは、全ての

妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠初期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産準備や出産後の経済的支援として、妊婦一人に対し 5 万円、新生児一人に対し 5 万円を交付する一体的な支援を実施しています。なお、第 3 子以降を出生された世帯に対しては、出産祝金 15 万円を交付します。



③ 移住定住のための補助金制度

移住者・定住者の増加を図り、活力あるまちづくりを推進していくため、2015年度から5年間の時限措置として、住宅を建築・購入した方等に対する助成制度を開始し、その後、転入者、市内在住者の区分をなくすなど制度の一部を改正し、2020年度から2024年度までの5年間、期限を延長して助成制度を実施しています。2020年度からの制度改正により、補助金交付額は大きく増加しています。この制度により、2015年度からの9年間で、484名の方が本市に移住されています。また、住宅の建築、購入により、1,304名の方が市内に定住されています。



補助金等の種類	対象案件	補助率・補助金額
新築住宅補助金	新築住宅（建築・購入）	建築・購入費の1/10 （上限40万円）
中古住宅補助金	中古住宅購入	購入費の1/10 （上限30万円）
ふるさと跡継ぎ支援補助金	3親等以内の親族の住宅を継承して改修	リフォーム費の1/2 （上限30万円）
ふるさと我が家リフォーム補助金	空き家バンク登録住宅を貸して改修	リフォーム費の1/2 （上限30万円）
ふるさと賃貸リフォーム補助金	空き家バンク登録住宅を借りて改修	リフォーム費の1/2 （上限30万円）

※ 中古住宅改修、児童・生徒、光ケーブル、宅地購入などに対する加算があります。

④ 若者移住定住促進給付金

2020年度に始めた「若者移住定住促進給付金」は、高等学校等に通学するため市内に住所を移した方に、月額1万円を上限に給付するもので、美作市スポーツ医療看護専門学校生を中心に多数の方が活用されています。

学 校 名	2020	2021	2022	2023	2024
美作市スポーツ医療看護専門学校	34人	67人	97人	97人	76人
岡山県北部高等技術専門学校美作校	7人	0人	1人	1人	1人
県立林野高等学校	0人	0人	0人	2人	2人
計	41人	67人	98人	100人	79人

※2024年度は6月末時点の給付決定人数

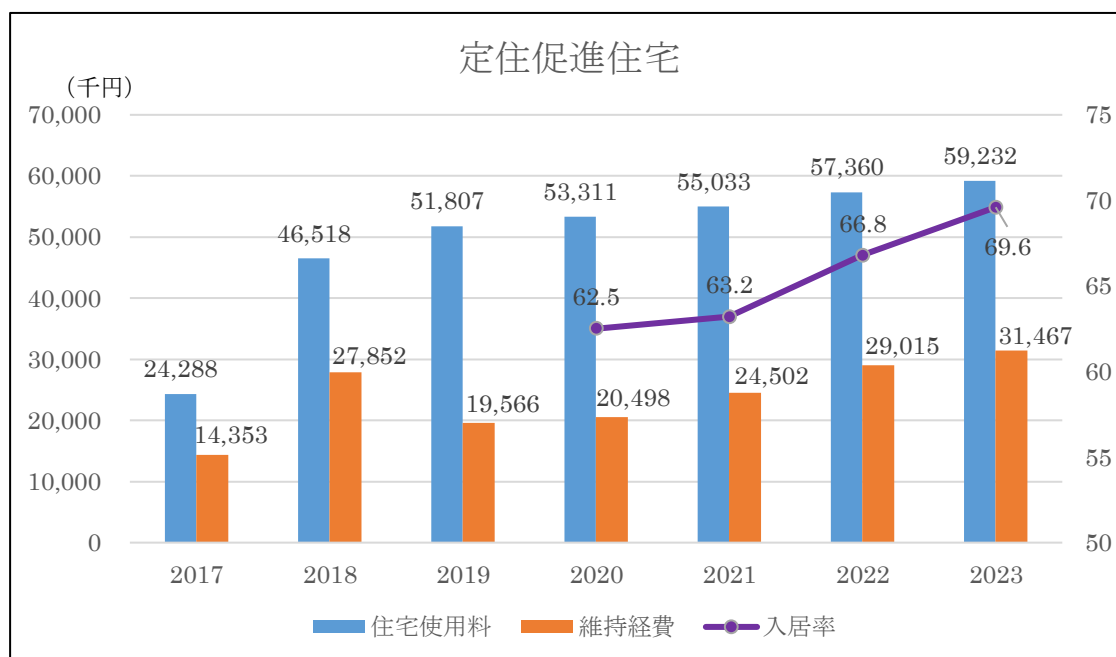
⑤ 定住促進住宅

合併当時、市内には雇用促進住宅が4宿舎存在していました。その後、国の方針により2021年度までに雇用促進住宅は、譲渡・廃止することが決定されました。本市においては、民間に譲渡された1宿舎を除いた3宿舎について、定住促進策として、2016年度に勝田宿舎、美作北山宿舎、2017年度に美作入田宿舎を購入し、定住促進住宅として運営しています。

3宿舎の購入費用は、約1億6,700万円、財源は過疎対策事業債（事業費に対する過疎対策事業債充当率75%）を活用しており、普通交付税措置額（後年度元利償還金の70%）を除いた実質的な市負担額は、約8,000万円となっています。

下のグラフは、定住促進住宅として運営を始めてからの住宅使用料と維持経費及び入居率を表しています。入居率も年々上昇しており、2023年度末では195戸289名が定住促進住宅に入居されています。

なお、住宅使用料と維持経費の差額については、借入金の返済及び定住促進住宅の円滑な運営のための基金（2023年度末残高68,083千円）に積み立てを行っています。



○定住促進住宅の概要

住宅名	棟数	階数	戸数	建築年度
北山	2 棟	5 階	60 戸	1990 年度
真加部	2 棟	5 階	60 戸	1995 年度
入田	2 棟	5 階	80 戸	1975 年度
	2 棟	5 階	80 戸	1980 年度

3－(2) 地域活力創生事業雇用促進奨励金

美作市内の事業所における正規雇用従業員の雇用促進及び市外在住者の美作市への定住を促進し、人口減少を抑制するとともに、市内企業における人材確保を支援するため、本奨励金事業を2016年度から実施しています。2021年度からは、従業員本人へ奨励金が行き届くよう、新規雇用した従業員1人につき20万円（事業者へ10万円、従業員本人へ10万円）を交付するようになりました。また、2023年度より新たに事業者が外国人（技能実習生等）を正規雇用した場合においても、1人につき2万円（事業所へ）の奨励金を交付するようになりました。

① 2023年度までの交付実績

少子高齢化、過疎化等により、美作市における労働力人口が減少し、人材確保が難しくなっている状況下において、2016年度からの8年間で、延べ297の市内事業所に717人が新規に雇用されており、雇用の促進に寄与しています。また、交付対象となった717人のうち、約5分の1に当たる158人が市外からの転入者となっており、定住促進にもつながっています。

i) 年度別交付額・事業所数・従業員数

年度	交付額（円）	事業所数	従業員数（人）			
			男	女	計	うち転入者
2016～ 2019	71,600,000	135	182	146	328	70
2020	24,900,000	40	59	60	119	16
2021	17,800,000	38	64	25	89	25
2022	24,200,000	57	69	52	121	29
2023	12,000,000	27	30	30	60	20
合計	150,500,000	297	404	313	717	158
構成比	—	—	56.3%	43.7%	100.0%	22.0%

ii) 産業分類別交付実績（従業員数）

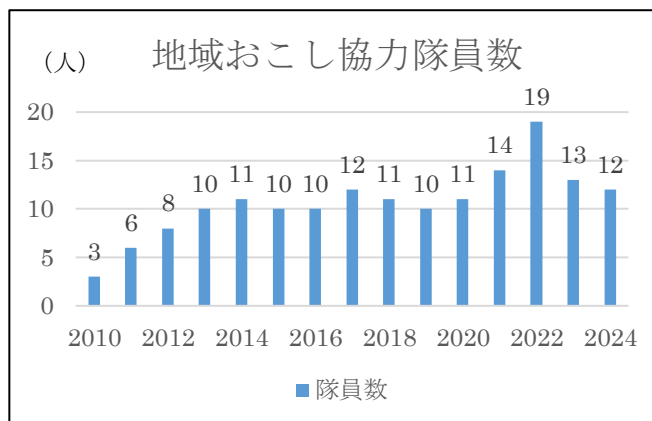
（単位：人）

産業分類	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計	構成比
製造業	25	30	36	25	40	42	49	33	280	39.1%
医療、福祉	4	27	20	35	42	14	25	5	172	24.0%
建設業	2	5	10	12	17	5	10	10	71	9.9%
宿泊業	3	5	12	7	10	3	3	6	49	6.8%
運輸業、郵便業	0	1	4	5	6	15	4	4	39	5.4%
複合サービス事業	8	6	2	6	0	0	0	0	22	3.1%
その他	8	8	9	13	4	10	30	2	84	11.7%
合 計	50	82	93	103	119	89	121	60	717	100%

3－(3) 地域おこし協力隊は各地域で活動を進めています

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年です。

2023年度で7,200名の隊員が全国で活動していますが、地方への新たな人の流れを創出するため、総務省ではこの隊員数を2026年度までに



10,000人とする目標を掲げており、目標の達成に向けて地域おこし協力隊の取組を更に推進することとしています。本市では、2010年度から本年度まで市内の各地域及び市役所において57名の隊員が活動しています。また、2023年度までに地域おこし協力隊の任期を終了した隊員45名のうち21名（定住率46.7%）が市内に定住され、それぞれの地域で活動を続けています。

○地域別地域おこし協力隊員数（延べ人数）

	勝田	大原	東栗倉	美作	作東	英田	市役所	計
2010						3		3
2011						6		6
2012	1		1			6		8
2013	1		3	2	1	3		10
2014	2		4	2	2	1		11
2015	1		3	3	2	1		10
2016	3	1	1	1	1	3		10
2017	3	1		1	1	4	2	12
2018	3	1			1	4	2	11
2019	1				2	4	3	10
2020	2		2		2	3	2	11
2021	2		2		4	3	3	14
2022	2	1	4	2	3	3	4	19
2023	2	1	3	2		1	4	13
2024	2	1	2	1		3	3	12
計	25	6	25	14	19	48	23	160

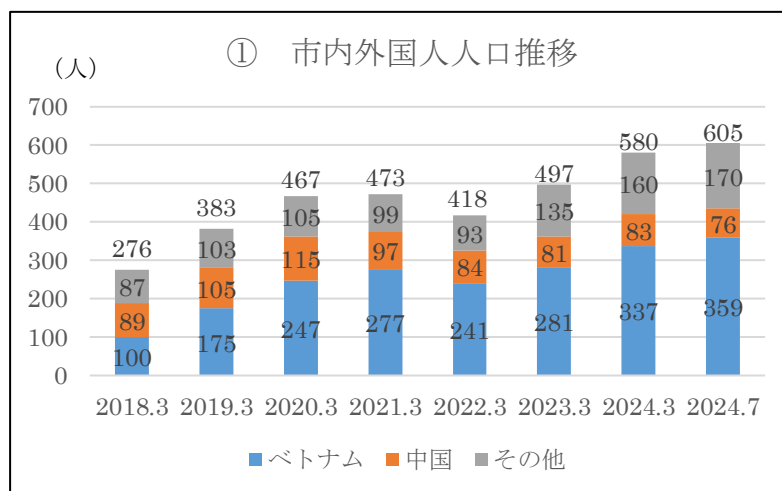
3-(4) 外国人が暮らしやすい環境づくり

美作市では、合併以前からフランスバレンタイン市、オーストリアバレンタイン市、カナダバレンタイン市と姉妹都市縁組を締結し、交流を続けています。また近年では、2015年4月からダナン大学と2019年11月からベトナムイエンバイ省と交流を進めています。市内の外国人人口は、ベトナム人を中心として外国人技能実習制度の活用などにより増加傾向にあり、グラフ①のとおり2024年7月には初めて600人を超え605人



(2024年7月末市内人口25,100人に対し約2.4%を占めている)となりました。

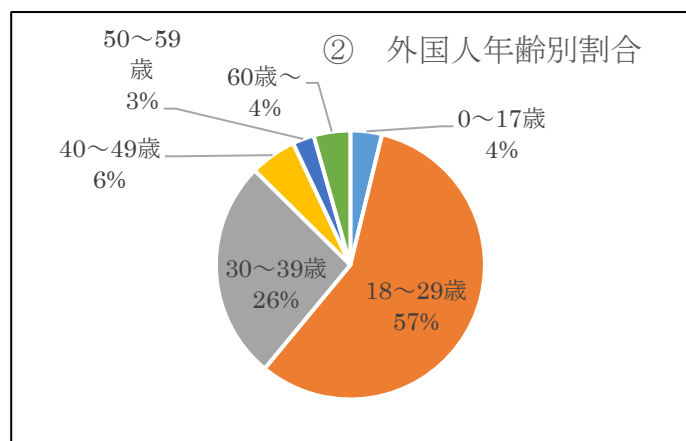
本市では、外国人の暮らしやすい環境づくりとして、2020年度からワンストップ型の外国人相談窓口を設置し、対面のほかSNSによる相談や情報の発信などにより、市内外国人が安心して暮らせるよう生活の事や困り事などの相談を



を受けたり、情報を発信したりするなど、きめ細やかな支援をしています。

また、市内に在住、勤務の外国人に向けた日本語教室を開催することにより、地域との連携、融和を進めています。

現在、市内に在住の外国人の約89%が18～49歳（グラフ②参照）となっており、その多くは、外国人技能実習制度を活用して製造業を中心とした企業で働いています。今後は「相互の協力に関する協定」を結んでいるベトナム国のダナン大学や友好協力関係にあるベトナム国イエンバイ省を通じて、介護や農林業などさまざまな分野でも優秀な人材が市内に就職、定住できるよう取り組みを進めていきます。

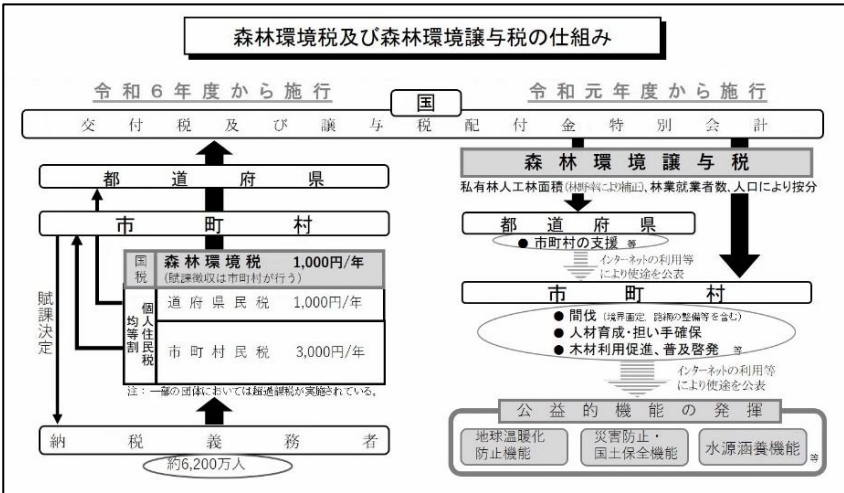


3－(5) 森林環境譲与税を活用した森林を守る取り組み

① 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養（かんよう）等、国民に広く恩恵を与えており、適切な森林整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることに繋がります。その一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、2018年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を



安定的に確保する観点から、2019年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。森林環境税は、2024年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

また、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、2019年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、



里山公園

人口30%の比率で案分して譲与されていましたが、より森林整備への需要の大きい自治体への配分を手厚くする改正が行われ、2024年度から私有林人工林面積の割合が50%から55%、人口の割合が30%から25%に変更されました。森林環境譲与税の譲与額は、制度が創設された2019年度から森林環境

税の課税が始まる2024年度までの

間、徐々に増加するように設定されており、当市の譲与額も下表のとおり年々増加してきています。

（単位：千円）

	2019	2020	2021	2022	2023	2024（見込）
森林環境譲与税	21,799	46,324	47,210	58,894	58,894	77,624

② 美作市の取り組み

美作市では、森林環境譲与税が創設される前から、更新伐事業や間伐対策事業、市産材利用助成事業など、森林の機能回復や森林資源の活用に関わる事業を実施してきました。森林環境譲与税の創設後も表①のとおり、市内全域で更新伐や間伐等を実施し、森林の若返り化による温室効果ガスの排出削減や、森林の持つ多面的機能の維持向上に関わる森林整備を引き続き進めています。

○森林環境譲与税を活用した事業実施状況（表①）

（単位：千円）

	意向確認	間伐等	路網整備	普及啓発	その他
2019	51	319	3,156		18,273
2020	548	20,411	10,043		15,322
2021	375	7,665	25,862		13,308
2022	666	22,411	11,363	2,034	22,662
2023	1,471	20,483	2,510	2,599	31,830

2019年4月に施行された森林経営管理法では、森林所有者が市に森林経営管理を委託することにより、森林の経済ベースでの活用が可能となり、地域経済の活性化につながることや間伐や伐採後の再生林の促進による土砂災害の発生リスクの低減などから、市では、森林管理制度に取り組んでおり、2019年度の東栗倉地域をはじめとし、毎年度地域ごとに森林所有者に対して意向調査を実施しています。表②は、2023年度までに実施した意向調査の結果で、調査対象森林面積の約21%が市に経営管理を委託することを希望しています。

また、本市では本年10月に美作市森林整備促進条例を制定し、市、森林所有者、事業者が共に協力して、山を守り育てていく取り組みを今後も継続して進めていきます。

○森林経営管理制度に基づく意向調査状況（表②）

		勝田	大原	東栗倉	美作	作東	英田	計
調査対象森林面積	ha	6,232	3,106	1,610	5,896	6,667	4,657	28,168
調査回答森林面積	ha	2,482	1,688	844		3,145	2,444	10,603
	%	39.83	54.34	52.41		47.18	52.47	37.64
市に経営管理を委託希望	ha	1,269	890	390		2,063	1,520	6,132
	%	20.36	28.65	24.22		30.94	32.64	21.77
経営管理計画策定面積	ha	454	127	85				666

※美作地域は、2024年度実施のため、対象面積以外の数値は記載なし。

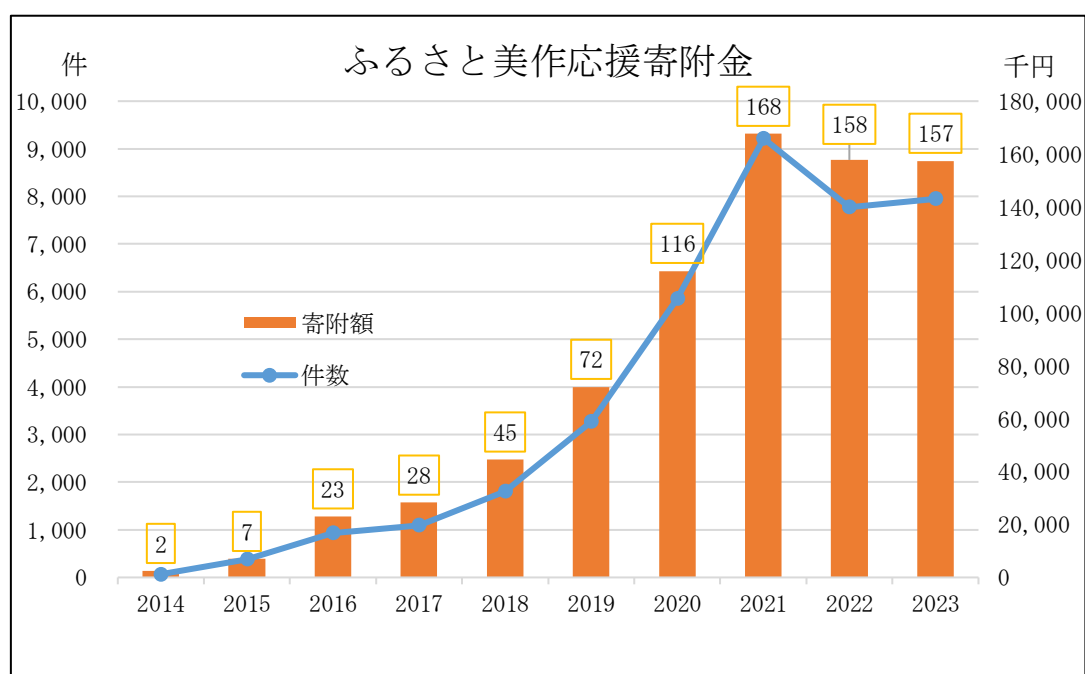
3-(6) 全国の方から1億5千万円を超えるふるさと納税

ふるさと納税は、寄附金を納税扱いとすることにより、自分の故郷や自治体の様々な取り組みを応援する気持ちを形にするもので、2008年度税制改正により創設されました。

美作市における2023年度の寄附金総額は157,421千円となり、前年度比0.2%の減、寄附件数は7,952件、前年度比2.3%の増と若干厳しい結果となっています。

それでも、その地域に出かけなくても全国各地の特産品が手に入ることが注目され、美作市も全国の方から1億5千万円を超える寄附をいただいています。

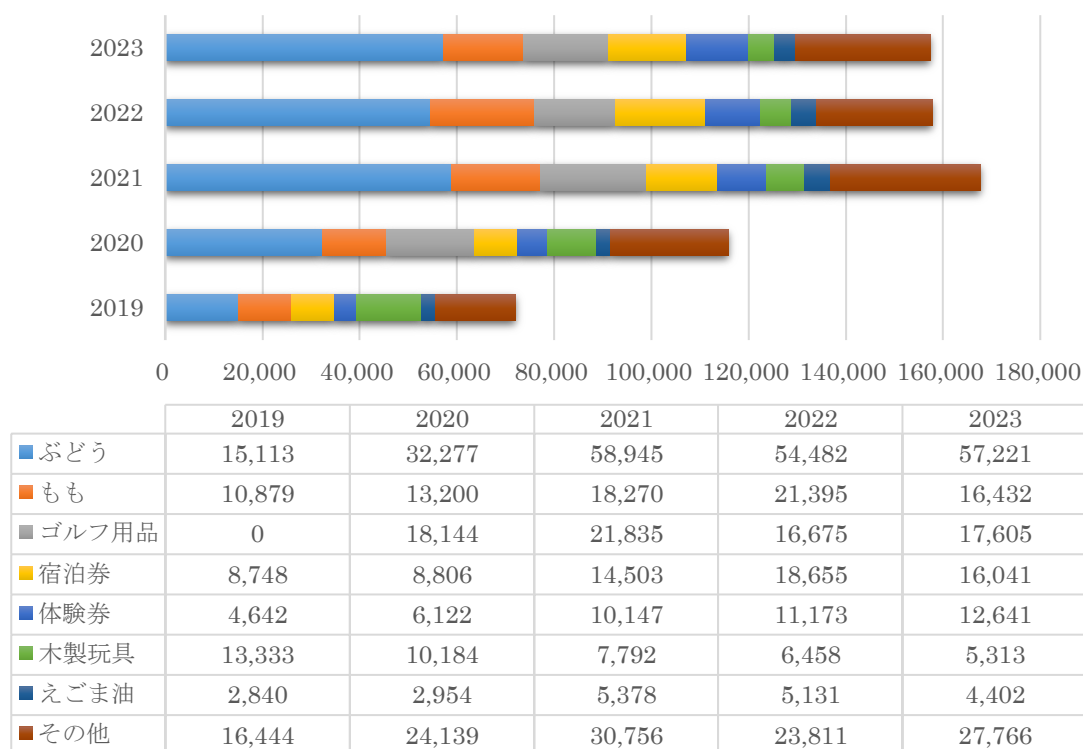
また、2016年度から専門のポータルサイトを導入し、現在は4つのサイトに登録しており、寄附申し込みの利便性が向上したことも今まで寄附額が増加してきた要因となっています。



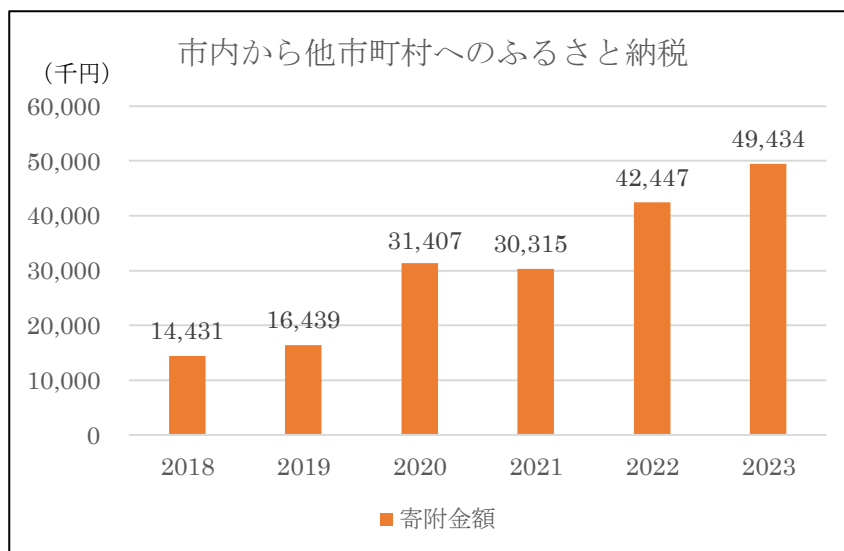
返礼品については、2019年度の制度変更に伴い、返礼割合3割以下、地域内で生産された物品に限られるなどルールが厳格化されました。また、2023年10月からの制度改正では、募集に要する費用の割合は寄附金額の5割以下、加工品のうち熟成肉と精米については、原材料が同一の都道府県内産に限られるとされました。当市では以前よりふるさと納税制度の趣旨に沿った運用、返礼を行っています。

返礼品目別の寄附額は、「ぶどう」、「もも」、「ゴルフ用品」、「宿泊券」などが上位を占めています。2023年度は、「ぶどう」が前年度に比べて2,739千円の増となりました。また実際に現地を訪れていただける体験型の返礼品寄附額が少しずつ増えてきており、1,468千円の増の伸びを見せています。

返礼品目別寄附額の推移



寄附額を増やす新たな取り組みとして、現地決済型ふるさと納税「ふるさと to らべる」を始めました。本サービスでは、宿泊施設の利用者が現地での決済時に寄附することが出来るため、観光客の皆様から多くの寄附をいただいております。今後は、美作市を取り扱うポータルサイトを追加し、寄附額増加を目指します。また、現在美作市ならではのプレミアム体験が受けられる返礼品も計画しており、市内産業の振興や地域活性化のため、さらなる返礼品目拡大の研究を進めていきます。



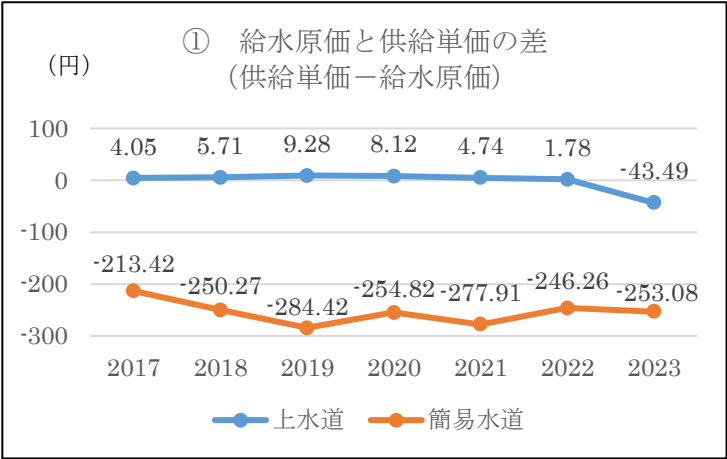
なお、美作市内から市外への寄附は2023年度で49,434千円(2024年度寄附金税額控除は39,430千円)で、市外への税金の流出過多とはなっていない状況です。

3-(7) 水道料金を統一します

美作市の水道は、簡易水道区域（勝田、大原、東栗倉）と上水道区域（美作、作東、英田）に分かれており、それぞれの区域で料金が異なっていましたが、2024年4月からは基本料金（1,254円）を統一しており、2025年4月からの超過料金（148.5円→209円）統一で、市内水道料金は同一となります。

① 給水原価と供給単価

料金を設定するうえで一般的によく使われる指標として、給水原価、供給単価があります。給水原価は、水道水1m³当たりどれだけの費用が掛かったかを、供給単価は、水道水1m³当たりどれだけの収益を得たかを表す指標です。給水原価を供給単価が上回れば費用を水道料金で賄えていると判断する指標にもなります。グラフ①は、上水道、簡易水道の給水原価、供給単価の差を表したもので、マイナスの場合、



料金で賄えていないことを表しています。上水道は、料金で賄えているのに対し、簡易水道は、現在の料金では賄えていない状況です。ただし、簡易水道は、地域人口や形状、施設規模等により、費用が多くかかるといった要因も考えられます。

② 一般会計からの繰入れについて

地方公営企業は、経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされています。一方で、公営企業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、総務省が「繰出基準」として定めており、下表の基準内繰出として一般会計から支出しています。なお、基準内繰出の一部に対しては、地方財政措置があります。簡易水道は、供給単価と給水原価の差を補填するため、基準外繰出が多くなっています。今回の料金改正により、2024年度から基準外繰出金が減少し、一般会計の負担軽減が期待できます。

(単位：千円)

会 計	区 分	2021	2022	2023	2024 当初	2025 見込
上水道	基準内繰出	2,581	2,749	3,915	4,068	960
	基準外繰出	0	16,329	73,712	0	0
簡易水道	基準内繰出	144,945	153,323	151,884	135,682	118,271
	基準外繰出	134,235	155,869	164,030	153,750	119,649

※2023年度の基準外繰出の増加は、物価高騰対策で行った水道料金の減免に対する繰出金が増えたため

3－(8) 事業用発電パネル税の導入

太陽光発電事業は、発電設備に広く太陽光発電パネルを設置する必要があり、発電パネル面積が広いほど、大規模発電ができるため、こうした立地開発による土地の形態の変化が、新たな災害の発生や鳥獣被害、事業者による売電事業終了後の土地の荒廃への危惧など、市民の生活環境に少なからぬ影響を与えています。近年の自然災害においては、想定していた範囲を超える河川氾濫や土石流による災害が頻繁に起きており、本来の土地の状態から太陽光発電設備用地への急激な形態の変化によっては、下流域への土砂災害、河川洪水などが懸念されます。

こうした背景から、防災対策をはじめ、生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として「事業用発電パネル税」の導入を目指しています。

法定外目的税の新設にあつては、地方税法の規定に基づき、総務大臣の同意が必要となるため、総務省の指導も仰ぎながら、特定納税義務者との協議を継続していますが、現時点では、その同意を得るに至っていません。

年・月	内 容
2018 年 9 月	大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例 制定
2019 年 6 月	「事業用発電パネル税条例」を市議会に上程⇒継続審査 (2020 年 6 月 審議未了により廃案)
2020 年 9 月	「事業用発電パネル税条例」を市議会に再上程⇒継続審査 (2021 年 3 月 否決)
2021 年 9 月	「事業用発電パネル税条例」を市議会に再上程⇒継続審査
2021 年 12 月	上記について、市議会にて可決
2021 年 12 月	地方税法第 731 条第 2 項に基づき、総務大臣に協議書を提出
2022 年 6 月	総務省より特定納税義務者との協議を尽くすよう求められる
2022 年 7 月 ～	特定納税義務者 3 社との協議 (WEB 及び対面協議延べ 7 回、書面協議延べ 17 回)

○事業用発電パネル税の概要

課税客体	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業
税収の使途	防災対策、自然環境対策、生活環境対策
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積
納税義務者	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電事業を行う者
税率	1 m ² あたり 50 円

4 地域の生活環境を良くする取り組み

4- (1) 農業・農村の多面的機能の維持

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動により支えられている多面的機能の維持に支障が生じつつあり、また、農地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。



水路の泥上げ作業

美作市では、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、「多面的機能支払制度」を積極的に活用し、地域活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。

① 多面的機能支払制度の概要

多面的機能支払制度により、地域の組織等での活動に応じて交付される多面的機能支払交付金は、「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」から構成されます。

○農地維持支払交付金

農業者等による組織が取り組む、農地周り・水路・農道の草刈りや泥上げなど、多面的機能を支える共同活動を支援するものです。

○資源向上支払交付金

地域住民を含む組織が取り組む、水路・農道等の軽微な補修、生態系の保全や植栽による景観形成といった地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援するものです。

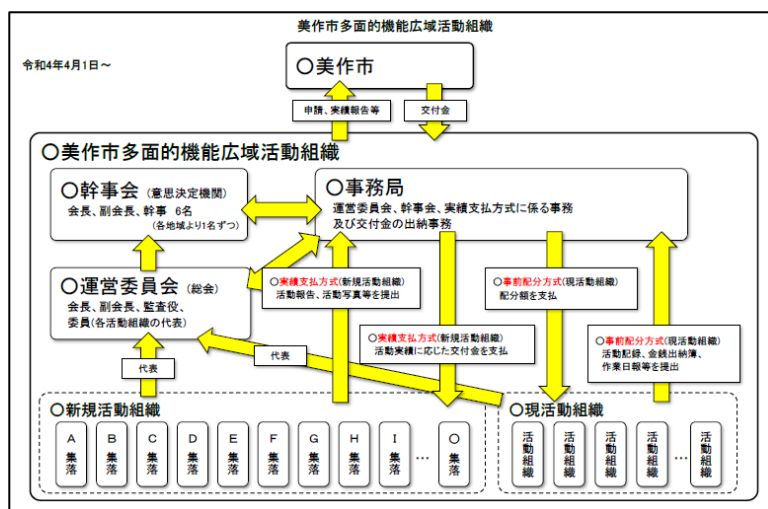


農道整備作業

② 美作市多面的機能広域活動組織の設立

多面的機能支払制度は、農政の構造改革の一環として、「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づき、地域活動や営農の維持等に対して行われる日本型直接支払制度として2014年度から始まりました。美作市では、取組が進んでいなかった本事業について、事務を代行する「美作市多面的機能広域活動組織」を設立し、2022年4月から活動の拡大を図っています。これまでの26の単独組織から109の組織が参加する広域活動組織となり、2024年度は113組織へ

事業の推進に当たっては、広域活動組織のメリットを生かし、交付金の活動組織間の融通、老朽化した農業施設の集中的な補修や更新の実施、共同で利用できる機械を導入して共同活動の省力化を図っています。



(単位:アール)

区分	2022 年度			2023 年度			2024 年度（見込み）		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
農地維持	151,433	5,831	157,264	153,934	5,996	159,930	156,294	6,487	162,781
資源向上（共同活動）	151,433	5,831	157,264	153,934	5,996	159,930	156,294	6,487	162,781
資源向上（長寿命化）	151,433	5,831	157,264	153,934	5,996	159,930	156,294	6,487	162,781
活動組織数	109 組織			111 組織			113 組織		
交付金額	126,585 千円			122,825 千円			147,245 千円		

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域における生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動等の継続、多面的機能の確保を目指し、地目や傾斜の区分に応じて支援するものです。

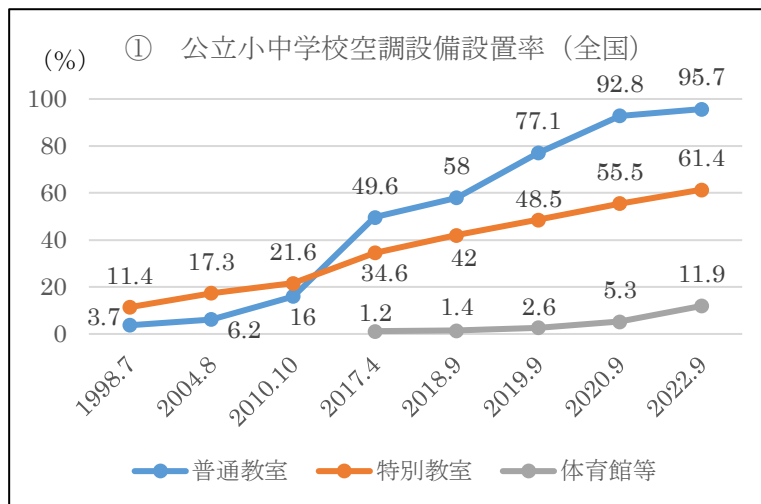
2024年度は第5期対策の最終年度にあたりますが、2025年度からの第6期対策に向けては、高齢化による担い手の減少等が原因で取り組みの継続が危惧されます。このため美作市では、多面的機能支払制度と同様、継続の阻害要因である事務作業を代行できる体制を検討しています。

(単位:アール)

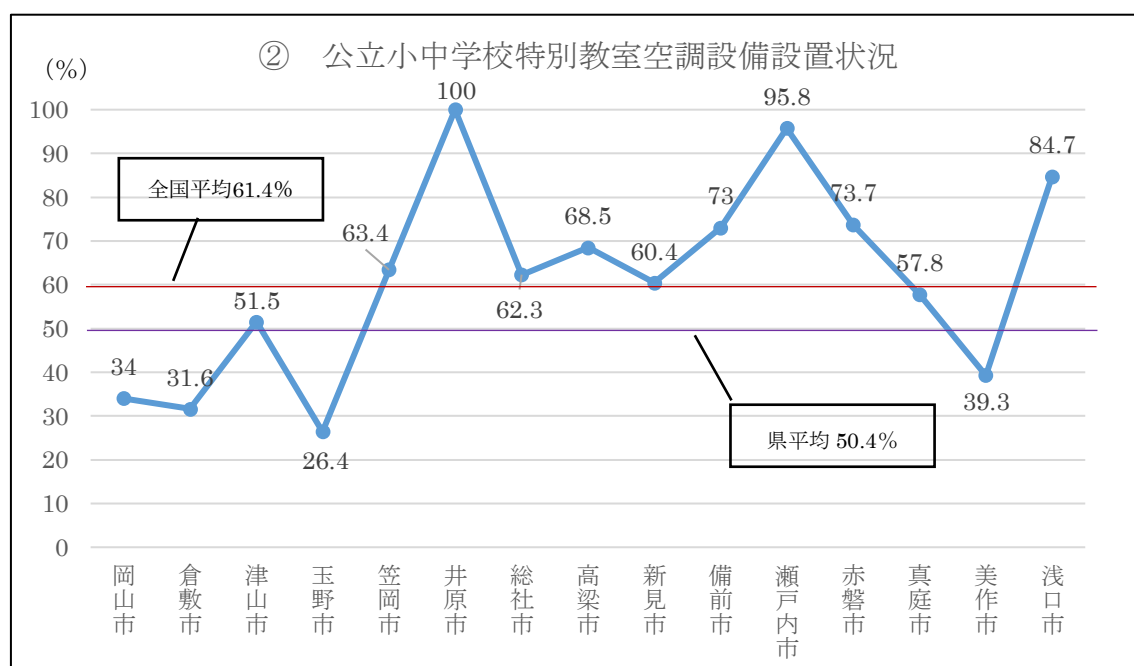
区分	2022 年度			2023 年度			2024 年度（見込み）		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
急傾斜	3,994,531	42,754	4,037,285	4,014,448	42,754	4,057,202	4,057,568	42,754	4,100,322
緩傾斜	5,518,574	185,954	5,704,528	5,626,063	185,954	5,812,017	5,631,063	5,822,017	11,453,080
協定数	85 協定			87 協定			89 協定		
交付金額	136,763 千円			137,901 千円			138,881 千円		

4－(2) 小中学校に空調設備の設置を進めます

美作市では、2014 年度からの効果検証を経て、2018 年度には市内の全小中学校の普通教室に空調設備を設置しています。グラフ①は、2022 年 9 月 1 日現在の全国公立小中学校の教室別空調設置率を表したものです。本市の普通教室の空調設備設置率は、100%となっており、全国平均を上回っています。しかしながら、グラフ②のとおり、特別教室の空調設置率は、39.3%で、全国の設置率 61.4%や岡山県設置率 50.4%と比べても低い状況となっています。全国的にはグラフ①のとおり、普



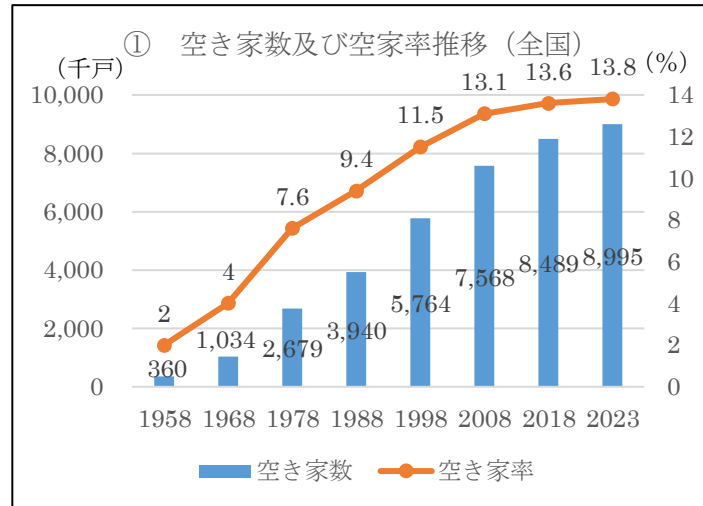
通教室、特別教室ともに年々設置率が上昇しており、近年では体育館等の設置率も上昇し始めています。本市では、中学校の特別教室のうち利用頻度の高い音楽室、理科室の空調設備の整備を進めており、本年度末には特別教室の空調設備設置率は、46%程度になる見込みです。近年は、最高気温が 35℃を超える猛暑日も増えていることから、今後も、児童生徒の熱中症対策として、国の交付金を有効に活用しながら、空調設備の設置を順次進めていきます。



4－(3) 老朽危険空き家の除却を支援しています。

全国的に空き家が増え続けており、グラフ①のとおり、この30年間で2倍以上に増加しています。空き家が放置されると、倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火などによる火災発生など様々な悪影響が生じます。

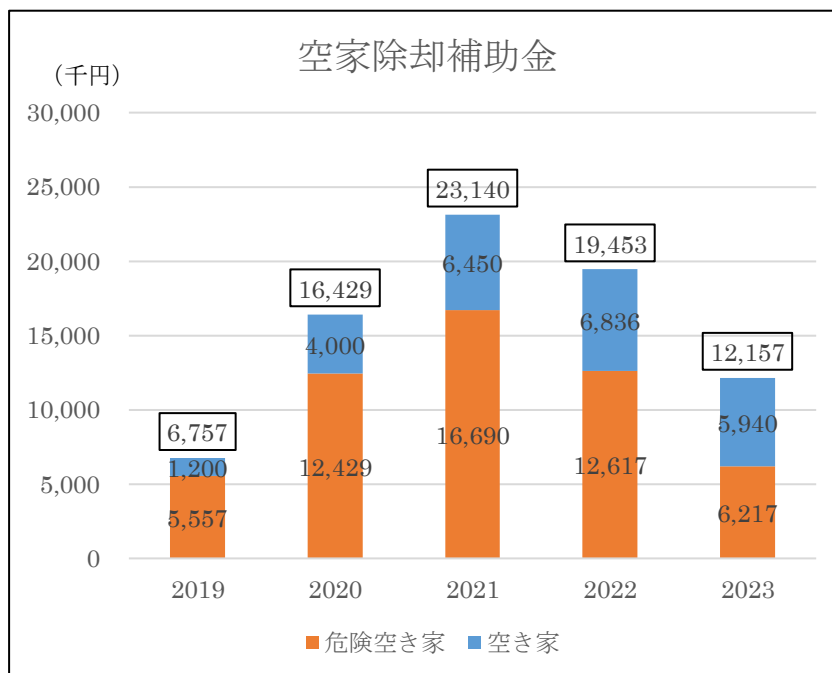
平成27年施行の「空家等対策の推進に関する特別措置法」が令和5年12月に改正され、空家等の所有者の管理責務について、特定空家になる恐れがある空家等を管理不全空き家として位置づけ、周辺的生活環境の保全を図るため、市町村長から指導及び勧告された場合は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなります。



住宅・土地統計調査（総務省）

本市では、老朽化して倒壊などの恐れのある空き家の除却工事に対して、不良度合いの基準を超えたもの（危険空き家）は300万円、基準未満のものは、50万円を上限として補助をしています。

2019年度に補助制度を開始して以来、2019年度に10件、2020年度に19件、2021年度に26件、2022年度に23件、2023年度に18件と5年間で96件の



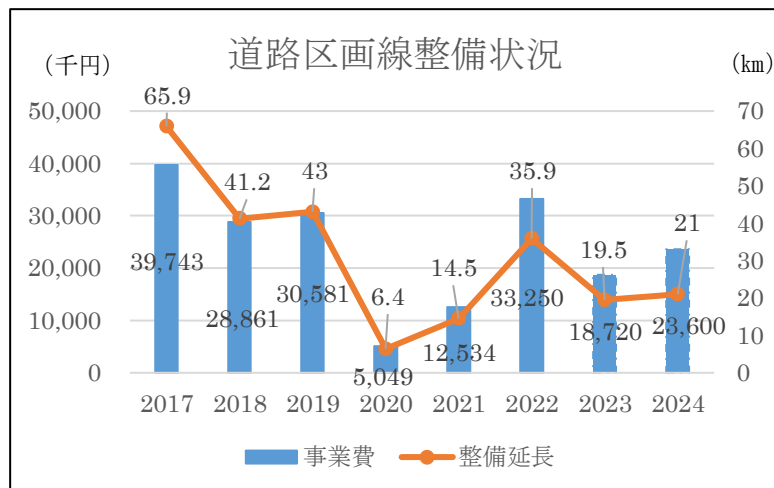
の空き家の除却に対する補助を実施しており、着実に地域の生活環境の改善に繋がっています。

また、今後も空き家の数は増加することが予想されることから、空き家の適正な管理が行われるよう引き続き法制度等の周知を行っていきます

4－(4) 真白い白線事業（道路区画線の整備）を進めています

道路の区画線は、歩車道の区別、夜間雨天時における視認性向上のために安全施設として重要な役割を果たしています。区画線が薄くなって見えないと視認性不良により、走行中の車両がはみ出し、対向車両または歩行者等との接触事故発生が懸念されます。美作市では、

市内の道路利用者の安全を確保するため、道路区画線整備を2017年度から2019年度までの3か年間で集中的に実施し、その後も引き続き整備を行い、2023年度までに220 kmを超え



る道路区画線の整備を進めてきました。2017年度からの3年間の整備延長が長いのは、それまで整備しきれていない区間を始めて集中的に実施したことによるものです。今後は、未整備区間の整備に加え、更新整備を継続的に実施することにより、道路環境を良好な状態に保っていきます。



施工前



施工後

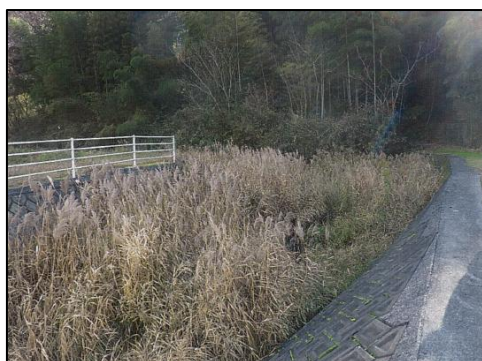
4－(5) 防災・減災事業を進めています

近年では線状降水帯がもたらす集中豪雨により、河川の氾濫や土砂災害が全国各地で発生しています。当市においても、過去の災害経験の教訓を活かし、道路や河川などの危険箇所の解消に取り組んでいます。

① 緊急浚渫推進事業

昨今の豪雨災害の激甚化や河川氾濫の頻発を踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消できるよう、2020年度から後年度70%が交付税措置される「緊急浚渫推進事業債」が創設されました。

対象事業は、河川、ダム、砂防施設及び治山施設の浚渫、樹木伐採で、当市では、2021 年度から市が管理する普通河川（一級河川、二級河川などは県が管理）の浚渫を進めています。



施工前



施工後

○年度別の河川浚渫実施状況

2021 年度	三谷川（余野）、熊原川（海田）、櫛田川（万善、国貞）、小房川（小房）、黒惣川（北）、後門川（真加部）
2022 年度	小房川（小房）、後谷川（土居）、神場川（大原）、引谷川（明見）、中西川（五名）
2023 年度	小房川（小房）、大井谷川（真殿）
2024 年度	小房川（小房）、中西川（五名）、四の谷川（田殿）、塩谷川（真殿）

② 緊急自然災害防止対策事業

自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化が喫緊の課題となっていることから、2018 年 12 月「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定され、その後 2025 年度までに重点的かつ集中的に対策を講ずるとされました。平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風第 21 号などの自然災害の教訓を踏まえ、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるように、平時から万全の備えを行うことが重要でその対策が急務となっており、2025 年度までの期限付きですが、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、「緊急自然災害防止対策事業債」（元利償還金の 70%が普通交付税措置）が創設されました。対象となる事業は、災害の発生を予防又は災害の拡大を防止する事業で、美作市では、この財源を活用して護岸の改修や道路の防災対策事業を実施しています。



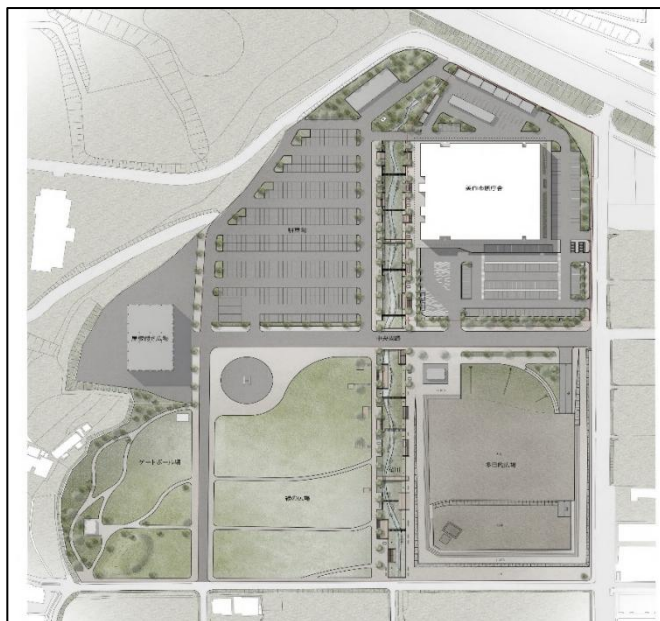
道路法面崩落防止工事

5 今後の課題

5- (1) 新庁舎建設が順調に進んでいます

市役所本庁舎は耐震性能の不足が明らかになった以降も運用を続けていますが、空調等の大規模設備の更新や、浸水想定区域の見直しに伴う浸水対策の必要性が課題となっていました。被災時の防災拠点として機能強化を合理的に進めるため、「美作市総合防災施設整備の推進に関する条例」を2021年に制定するとともに、市議会では、美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会を設置し、事業の調査研究を継続して進めることとしました。

その後、2022年1月に「美作市本庁舎整備基本構想」を策定し、新庁舎の使い方や機能を具体的にした「美作市庁舎整備基本計画」を同年7月に策定し、基本計画に示された「市民の安全・安心を支える施設」「市民サービスの利便性の良い施設」「人・まち・自然と調和した施設」「経済性・環境性・柔軟性に優れた施設」の4つの基本方針に沿った建設を現在進めています。



① 建設工事の進捗状況

2023年2月に用地取得して造成工事を開始し、2023年7月に造成工事は完了しています。また、新庁舎建設工事についても2023年3月に設計を終え、同年9月から建設工事が開始されています。写真は、2024年7月時点の新庁舎建設場所を上空から撮影したもので、2025年1月完成を目指して新庁舎の建設が進んでいる様子が伺えます。なお、今回の新庁舎建設では、関連事業を含めると約56億円の借入を行っており、次頁でも触れていますが、後年度において、公債費の増加による財政への影響に十分注意する必要があります。



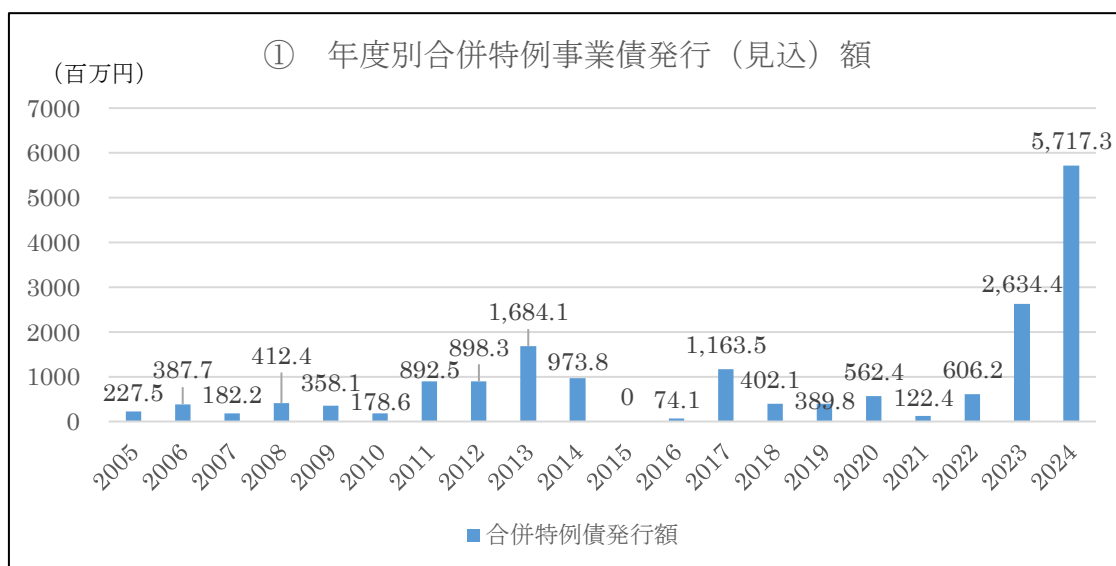
5－(2) 合併特例事業債の活用と将来の財政に与える影響

① 合併特例事業債の活用

合併特例事業債は、市町村合併に伴い必要となるハード事業に充当が可能（事業費に対する充当率 95%）で、その元利償還金の 70%について、後年度普通交付税措置される有利な地方債です。本市では、合併以降合併特例事業債を活用して、小中学校、こども園、クリーンセンター、消防庁舎、看護・介護等専門職養成専修学校などを建設し、合併特例事業債発行期限の本年度も庁舎や公民館などの建設を進めています。グラフ①は、合併以降の合併特例事業債の年度別の発行額を示しており、2011～2014 年度は、クリーンセンター及び消防庁舎、2017 年度は、看護・介護等専門職養成専修学校誘致により、発行額が増えています。また、2023、2024 年度は、他に有利な財源の無い庁舎建設や施設解体事業などの大規模建設事業の実施により、市債発行額が増加しています。合併以降この有利な財源を活用し、次頁に記載した事業など約 188 億円の建設事業を実施し、そのうち約 125 億円が交付税措置される見込みです。なお、2023 年までに借入れた合併特例事業債 121 億円の内 60 億円は既に償還済みです。



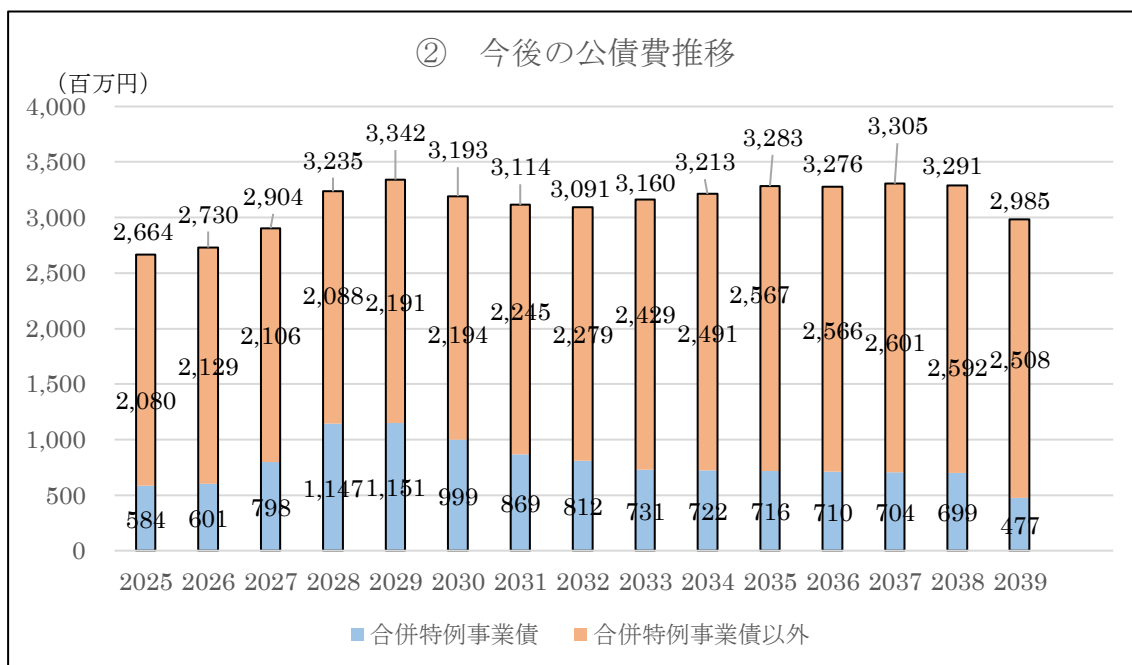
写真：クリーンセンター



② 合併特例債発行に伴う将来的な負担

2023、2024 年度は、新庁舎建設工事のほか保育園建設、公民館建設や施設解体工事が重なったことにより、合併特例事業債の発行が増加しており、グラフ①のとおり 2023、2024 年度の発行額は、約 84 億円となる見込みです。グラフ②

は、2025年度以降の公債費の推移を表したもので、2024年度に借入した市債の償還が始まる2028年度の公債費が大幅に増え、その後10年程度は公債費が増加した状態が続くことが予想されます。今後は、繰上償還による後年度公債費の負担軽減を図りながら、将来の償還を踏まえた計画的な財政運営が必要となります。



※グラフ②の作成においては、本年度作成の財政計画期間内は、財政計画で予定されている借入額を、計画期間外については、毎年度20億円の市債を発行すると仮定して算出。また、現状を把握するため、繰上償還はしないものとして推計している。

○合併特例債を活用した事業

(単位：百万円)

事業名	実施年度	合併特例債発行（予定）額
大原小学校建設	H19～H21	498.5
作東中学校建設	H22～H23	588.3
クリーンセンター建設	H23～H26	3,175.2
消防庁舎建設	H23～H25	683.3
看護・介護等専門職養成専修学校誘致	H28～H29	845.3
むさしこども園建設	R2～R3	505.1
作東公民館建設	R2～R5	706.9
英田保育園建設	R3～R6	698.7
庁舎建設（関連事業を含む）	R4～R6	5,336.0
勝田公民館建設	R6	623.2

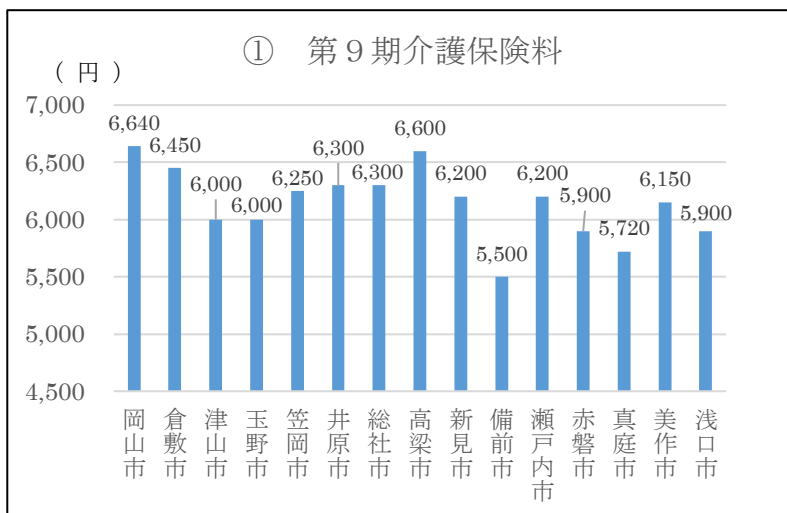
5－(3) 第9期介護保険料は前期と同額を維持

① 介護保険料は前期と同額

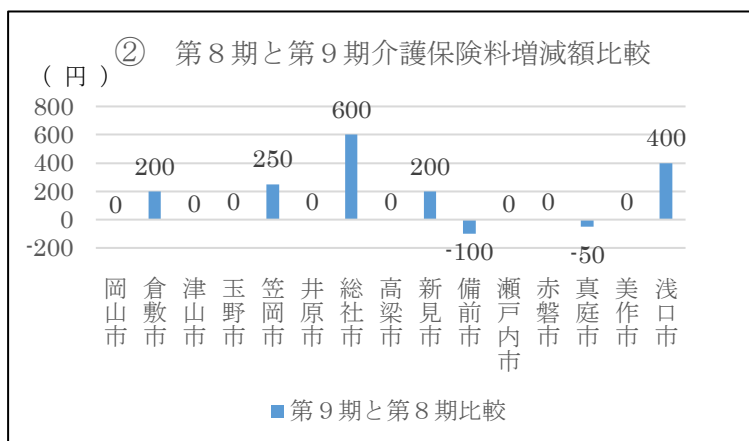
65歳以上の高齢者が2024年度から3年間に支払う介護保険料（月額）が全国平均で6,225円となり、初めて6千円を超えた前期2021～2023年度より211円（3.5%）上昇、全1,573団体のうち、4割超の712団体が保険料を引き上げ、585団体が据え置き、276団体が引き下げを行っています。

高齢化の進展による介護サービスの利用増加などにより、2000年度の制度開始当初（2,911円）の2.1倍となっています。

65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料は、市町村ごとの介護保険事業計画に基づいて3年に1度見直



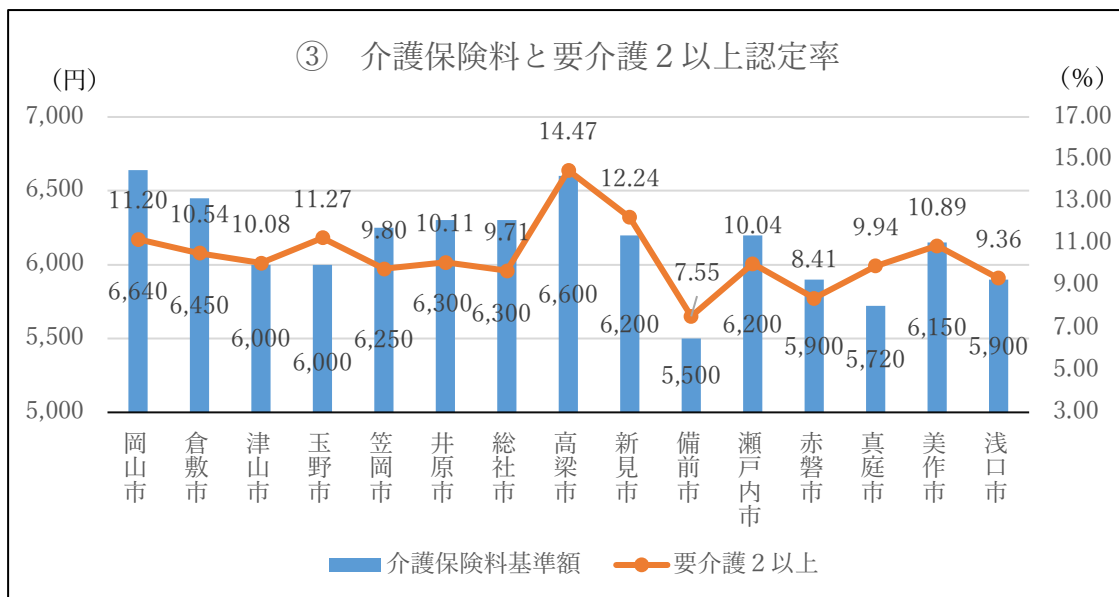
されます。本市においては、2023年度に第9期介護保険事業計画を策定し、介護給付費の精査や介護給付費等準備基金等を活用することにより、前期と同額の6,150円に据え置いています。これにより、本市の介護保険料は第7期から3期連続で同額となっています。



岡山県内15市をみると、保険料を据え置いた団体が最も多く8団体、引き上げた団体が5団体、引き下げた団体が2団体です。第6期において県内の市で1番高かった介護保険料も第9期では、15市中9番目となりました。

② 介護保険と健康寿命延伸

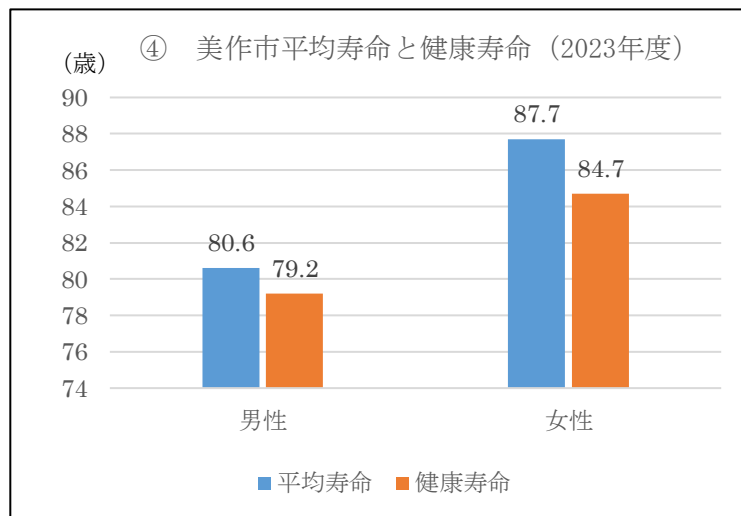
介護保険料は、前述のとおり、3年に1度見直される介護保険事業計画により、65歳以上人口や介護保険のサービス量などによって決められており、高齢者人口や介護認定率などが大きく影響してきます。次頁のグラフ③は、県内市の介護保険料と要介護2^{*1}以上の認定率を表したものです。全体的に認定率の高い市の介護保険料が高い傾向にある結果となっています。



※要介護 2 以上の認定率は、厚生労働省介護保険事業状況報告令和 6 年 1 月分の報告数値と同月の高齢者人口で算出

また、グラフ④は、本市の平均寿命と健康寿命を比較したもので、その差は男性では 1.4 歳、女性では 3 歳となっています。この差は、あくまで平均的な期間となりますが、日常生活において見守りや介助が必要な状態が続くことを表しています。

本市では、本年 6 月に制定した『美作市健康寿命を延ばそう条例』に基づき、地域フレイル予防事業、美作てくてく健康アプリ事業のほか、もち麦摂取普及事業などの推進による運動習慣の定着や免疫力の向上による疾病予防により、健康寿命※²を延ばす取り組みを進めています。



この平均寿命と健康寿命の差を縮める取り組みは、介護認定率や市全体の介護サービス量の低下につながり、間接的な効果ではありますが、将来的に介護保険料を抑制することが期待できます。

※1 要介護 2 とは、立ち上がりや歩行に支えが必要、食事や入浴で手助けが必要、物事を決めるのに手助けが必要 日常生活において見守りや介助が必要な状態をいう

※2 健康寿命は、一般的には 2000 年に WHO (世界保健機関) により提唱された「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことを言うが、本市では、より現実に近い状態として、身体状態及び理解力等が一定程度維持され、一部の介護や支援等により、地域においてこれまでと変わらない生活を続けることができる平均自立期間を指し、要介護 2 以上と認定されるまでの年齢としている。

5-(4) 自治体 DX の推進

今後、職員の減少が危惧されている観点から、全国的にデジタル技術を活用した行政サービスの改善や効率化を図る取り組み（以下「自治体 DX」）が行われています。美作市の自治体 DX に関しては、新庁舎移転に伴い窓口のあり方を見直し、「窓口のデジタル化」を図ります。「書かない・行かない窓口」を目標に検討し、市民サービスまた業務の効率化を図る予定です。

○窓口 DX（書かない窓口）

転入・転出や死亡後の手続きなど複数の課にまたがる申請においては、現行はそれぞれの窓口で、各々の申請様式で手続きを行っています。新庁舎完成後は、申請書を統一化し、新たに設置する総合受付において、必要な申請書を一括で記載できるようシステムを導入し、また簡易な証明書発行は、総合受付で完結できるような仕組みの構築を想定しています。

年度	2024	2025～
構築費用	26,900 千円	—
ランニング費用	—	1,349 千円

○LINE・電子申請の活用（行かない窓口）

LINE の使用率は 8 割を超え、どの SNS^{※1}より幅広く利用されており、特に高齢者も多く利用している SNS となっています。美作市が進める自治体 DX「行かない窓口」は、美作市公式 LINE（以下「公式 LINE」）を活用し、情報の配信だけではなく、AI チャットボット^{※2}を活用した問い合わせ対応、電子決済、電子申請によるオンライン手続きなど、窓口改善また業務の効率化を図っていきます。

- ・住民票、税証明書等の郵送請求 ・電子決済 ・窓口予約申請
- ・個別相談 ・CATV、水道等の各種届け出 ・学校欠席連絡 …など

年度	2024	2025	2026～
公式 LINE	市民部・CATV 関連	福祉部など	その他
構築費用	1,045 千円	200 千円	200 千円
ランニング費用		990 千円	990 千円

※1 SNS は、Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略称で、サービスに登録した利用者同士が交流でき、インターネット上で人と人とが繋がれるような場所を提供するサービスです。

※2 AI チャットボットは、「チャット（Chat）をする「ボット（bot）＝ロボット」という意味で、機械学習技術（AI）を駆使してユーザーの質問や要望に対してリアルタイムで返答してくれるサービスです。

5-(5) 光ファイバ網宅内・ケーブルテレビ設備の更新

美作市は、民間の情報通信事業者による事業展開が見込めないことから、都市と農山村、市の中心部と周辺部の情報格差を是正し、全ての市民が「情報を活かした生活レベルの向上」を享受することを目的として、情報整備基盤整備事業に取り組み、2010年度までに市内全域で、FTTH^{※1}による光ファイバ網の整備を完了しています。

市内全域に整備した光ファイバ網を利用し、光インターネット、ひかり電話、ケーブルテレビ、告知放送などのサービスの提供しており、市民の日常生活に欠かせないインフラとなっています。

○光サービス利用件数等

光サービス		利用件数	市有宅内機器など
通信	ひかり電話（インターネットサービス含む）	8,795 件	D-ONU 室内ケーブル
	光インターネット		
放送	ケーブルテレビ（告知放送サービス含む）	8,074 件	V-ONU、電源供給機 室内ケーブル、 告知放送端末
	告知放送	2,210 件	

光サービスの提供にあつては、各種の宅内機器が必要となりますが、D-ONU^{※2}やV-ONU^{※3}、室内ケーブル、電源供給機、告知端末などの機器は市の所有物となります。光サービス利用開始から15年が経過しており、その間、告知放送端末以外については全市的な機器の交換を行っていないため、将来的な更新計画の検討が必要な時期となっています。

○D-ONU 更新

D-ONUの更新について、全数更新を一斉に行う場合、3億3千万円を超える更新費用が必要となる試算をしています。ただし、現状のD-ONUの年間故障件数は、利用件数に対して1.8%程度のため、個別対応を行うことで、サービス提供に大きな支障は生じていませんが、徐々にD-ONUの故障件数が増えてきており、今後の故障対応件数の増加等の状況により、更新の時期を判断する必要があります。

なお、本設備を利用している通信サービスは、民間事業者が行っていることから、設備の譲渡も含めた検討を行うこととしています。

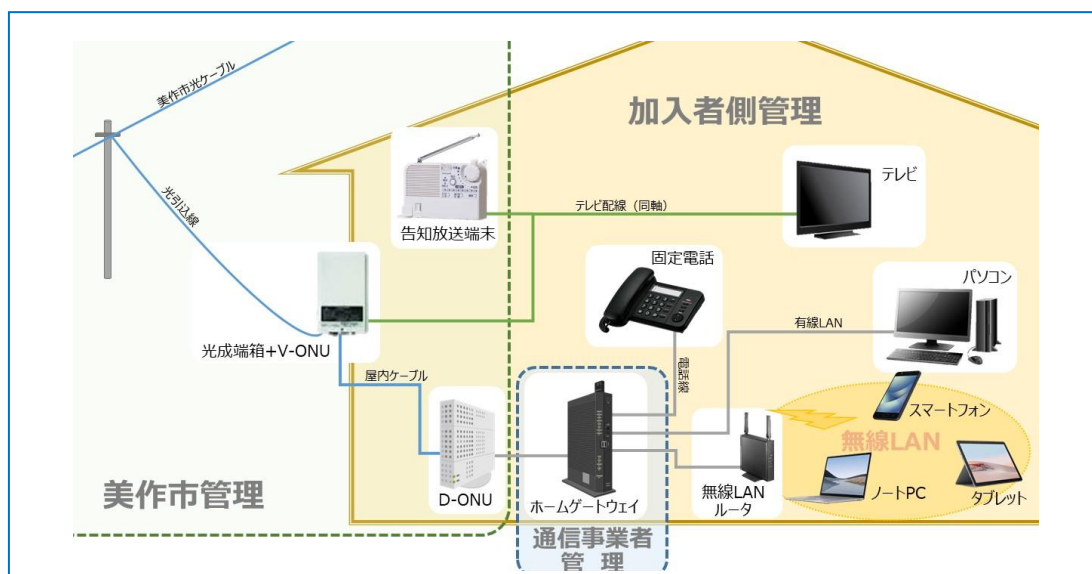
D-ONUの年間故障件数（保守実績より算定）

（単位：件）

年 度	2019	2020	2021	2022	2023
故障対応件数	56	84	95	144	159

○V-ONU 更新

V-ONU は、比較的単純な機器構造のため、落雷による電源供給部の故障はあるものの、現在まで経年劣化に伴う設備不良は全くなく、近々に更新を行う必要性は見られません。ただし、メーカーの保守対応期間が過ぎており、特に電源供給部の経年劣化に関しては懸念されます。当面は、個別対応でも業務に支障が生じることはないと思われますが、今後、全数更新を一斉に行う場合は2億3千万円程度、電源供給部のみの場合でも1億円程度の更新費用が必要となる見込みのため、状況を見ながら、計画的な更新準備を行う必要があります。



○ケーブルテレビ光伝送装置（光アンプ）更新

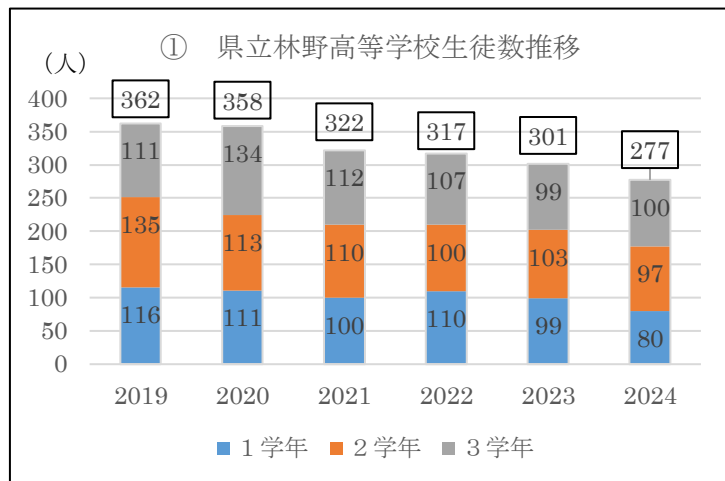
美作市ケーブルテレビを各家で視聴していただくため、6カ所のサブセンター（光伝送施設）があり、光伝送装置（光アンプ）によりケーブルテレビの映像を送出しています。本装置は、ケーブルテレビ構築から一度も更新をしておらず、メーカーが推奨する機器更新時期はすでに過ぎていますが、合併前に構築していた勝田ネットでは15年以上利用できていた設備でもあるため、予備機を担保しつつ、計画的に更新をしていく予定としています。

更新予定年度	2025 年度	2026 年度以降
更新設備	英田 SC（予備機含む）	作東・大原・美作 SC
更新費用	5,450 千円	167,550 千円

- ※1) FTTH 【Fiber To The Home】 光ファイバケーブルを一般個人等の家屋へ直接引き込んだネットワーク回線構成。
- ※2) D-ONU 【Data-Optical Network Unit】 光通信回線で用いられる信号形式と LAN 内で用いられる信号形式を相互に変換する装置。一般的には「ONU」と呼ばれるが、「V-ONU」と区別するため「D-」を付す場合がある。
- ※3) V-ONU 【Video-Optical Network Unit】 光ファイバで配線された加入者端末で、主にテレビを視聴するために用いられる。

5-(6) 市内高等学校の存続に向けて

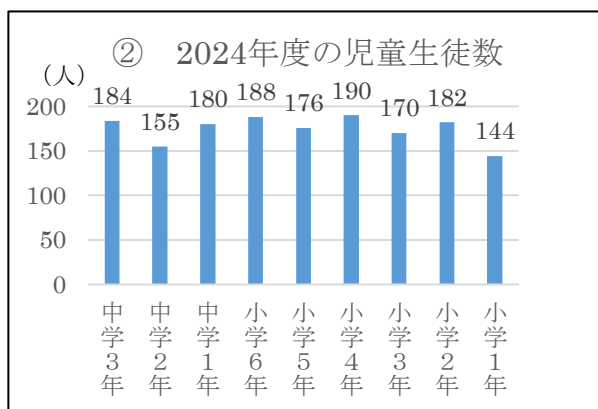
市内には、創立 110 年を越える歴史のある県立林野高等学校と 2018 年 4 月に開校した滋慶学園高等学校美作キャンパスの 2 校の高等学校があります。県立林野高等学校は、2004 年に大原高等学校、2007 年に江見商業高等学校との再編



整備により、市内唯一の公立高等学校となっています。岡山県は、2019 年に岡山県立高等学校教育体制整備実施計画の中で下段囲みのとおり再編整備基準を定めています。グラフ①は、林野高等学校の生徒数の推移を表しており、第 1 学年の生徒数は、2023 年度が 99 人、2024 年度が 80 人と、再編整

備対象校に当てはまりますが、同一市町に県立高等学校が 1 校となっているため、実施計画の期間である 2028 年度までは、再編整備基準の適用が保留されています。県内では、2 つの高等学校において 2 年連続で 1 年生の数が 100 人を下回ったため、統廃合などの再編に向けた検討が進められているところです。

次に、2023 年度、市内中学校を卒業した生徒の進学先を調査したところ、林野高等学校に進学した生徒は、卒業生の約 14%に留まっております。津山市内の高等学校に進学した生徒が最も多く約 45%となっています。また、グラフ②のように、今後、高等学校進学時期を迎える生徒数も同程度で推移することから、林



野高等学校としてもより多くの生徒、保護者から選ばれる学校を目指す必要があります。現在、同校では、ICT の活用を土台とした課題解決学習や国際交流に取り組むなど魅力ある学校づくりを進めており、引き続き学校存続に向け、学校だけではなく地域が一体となり取り組みを進めていく必要があります。

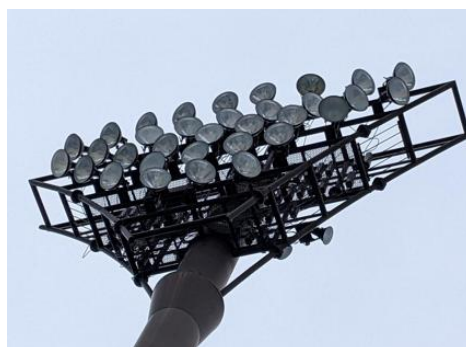
岡山県立高等学校教育体制整備実施計画再編整備基準

- ① 第 1 学年の生徒数が 100 人を下回る状況が、2023 年度以降 2 年続いた場合には、再編整備の対象とする。
- ② 第 1 学年の生徒数が 80 人を下回る状況が、2023 年度以降 2 年続いた場合には、翌年度の生徒募集を停止する。

なお、通学の利便性や地元自治体からの進学状況など地域の状況に配慮する。

5-(7) 水銀灯及び蛍光灯生産終了に伴う照明器具の交換

水銀は公害病を引き起こす有害な物質で、世界各国で規制が進められています。2013 年には「水銀に関する水俣条約」が締結され、規制値以上の水銀を使った製品は 2021 年以降に製造や輸出入が禁止されることになり、その後、直管蛍光灯の製造と輸出入を 2027 年末までに禁止することが決定されました。この決定で一般照明用のすべての蛍光灯の製造が終了することになります。



本市の水銀灯を使用している施設は、下表の体育施設のほか、小中学校の体育館などがあり、また、蛍光灯については、今なお多くの施設で使用されています。水銀灯の使用自体は、禁止されていないことから、現在は在庫品により対応しているところです。蛍光灯製造終了の 2027 年が近くなると、LED 照明等への交換の駆け込み需要が考えられることから、施設の利用状況等を考慮しながら、補助金等を活用し、LED 照明などへの交換を順次進めていく必要があります。

○市内体育施設の照明状況

施 設 名	水銀灯 蛍光灯	LED 照明	施 設 名	水銀灯 蛍光灯	LED 照明
勝田総合運動公園 グラ ウンド・テニスコート	○		構陵館	○	
ひまわり ドーム	○		美作テニスコート		○
勝田屋内ゲートボール場	○		作東 B&G 海洋センター 体育館・プール		○
梶並体育センター	○		少林寺拳法記念館	○	
武蔵武道館		○	作東屋内ゲートボール場	○	
赤田グラウンド	○		作東テニスコート	○	
大原ゲートボール場	○		作東多目的運動広場	○	
大原グラウンド	○		英田農業者トレーニング センター		○
大原体育館	○		英田多目的広場		○
大原テニスコート	○		いきいきプラザ		○
武蔵道場	○		大芦高原体育館		○
東栗倉多目的グラウンド	○		大芦高原プール	○	
みまさかアリーナ		○	大芦高原グラウンドゴルフ場		○

水銀灯には、メタルハライドランプを含む。

5－(8) 市営観光施設の運営状況

現在、市が運営する観光施設の多くは、昭和から平成にかけて整備された施設がほとんどで、施設自体の老朽化が進んでおり、毎年度施設修繕が必要となっています。下の表は、現在運営している観光施設のうち、市の負担の多い3施設について、過去5年間の経費等の推移を表しています。いずれの施設もコロナ禍で減少した利用者は少しずつではありますが回復の兆しが見られるものの、施設修繕や多額の指定管理料により、年間3千万円程度の市の負担が必要な状況が続いていることから、今後、美作市公共施設等総合管理計画【観光施設編】における評価に基づき、廃止も含めた運営内容の見直しが必要となります。

○作東バレンタインホテル

(単位：人、千円)

	2019	2020	2021	2022	2023
利用者数	18,363	10,238	13,924	14,578	16,479
市債（入）		22,700	6,200	3,500	4,700
出資金・貸付金（出）	20,000	40,000	△2,000		14,800
指定管理料（出）			20,000	20,000	20,000
改修・修繕・備品購入（出）	9,870	26,165	9,851	7,222	5,923
その他運営経費（出）	647	130	130	1,166	141
実質的な市負担分	30,517	43,595	21,781	24,888	36,164

○愛の村パーク

(単位：人、千円)

	2019	2020	2021	2022	2023
利用者数	16,090	13,813	15,207	17,512	16,001
補助金・市債（入）	8,357	93,340	8,100	4,400	7,700
指定管理料（出）	20,456	30,829	30,829	30,829	30,829
改修・修繕・備品購入（出）	14,405	100,705	9,691	8,409	7,814
その他運営経費（出）	608	317	503	681	128
実質的な市負担分	27,112	38,511	32,923	35,519	31,071

○大芦高原温泉国際交流の村

(単位：人、千円)

	2019	2020	2021	2022	2023
利用者数	81,754	66,487	61,758	77,727	75,281
使用料等収入（入）	58,676	121,657	65,457	18,000	32,000
指定管理料（出）				32,936	32,758
改修・修繕・備品購入（出）	11,123	79,389	20,886	21,326	36,124
その他運営経費（出）	95,048	89,766	94,031	853	1,192
実質的な市負担分	47,495	47,498	49,460	37,115	38,074

5-(9) 地域高規格道路「美作岡山道路」の整備促進

岡山県東部地区振興の要である高規格道路「美作岡山道路」は、山陽自動車道、中国縦貫自動車道と一体となって「高規格道路網」を形成し国土強靱化を図るとともに、美作圏域と岡山圏域とを結んで地方創生を実現するためにも重要な路線です。全体延長約 36 kmのうち中国縦貫自動車道～湯郷温泉 IC 間及び吉井 IC～瀬戸 IC 間の 21.5 kmが既に開通しています。

高速ネットワークの整備が進み、中四国・京阪神地域をカバーするクロスポイントとしての優位性が向上しており、一部開通した沿線では企業立地が増加傾向にあるなど、全線開通することで企業誘致等による地域の活性化が期待されています。



参照：岡山県資料

① 市内区間の進捗状況

救急医療施設への時間短縮、災害対策、企業立地の促進や観光客の誘致のため、美作岡山道路の早期全線開通に取り組んでおり、事業化が決定していなかった、



吉井 IC～柵原 IC～英田 IC 間の約 11.5 kmについても、2021 年 3 月に、国の財政的な支援を受け、事業実施を進める補助事業として採択されました。

美作市内においては、現在、英田 IC～湯郷温泉 IC の約 2.5 km の区間で、左の航空写真で分かるように橋梁の下部工やボックスカルバートなどの道路構造物の工事が着実に進んでいます。

(注：文中及び図中の「柵原 IC」と「英田 IC」は仮称です。)

参照：岡山県資料

② 美作岡山道路の北部延伸

鳥取・岡山県境付近は、人口減少や高齢化が急速に進行している上、積雪が多く、断層帯があるなど、自然災害が心配される地域です。また、第三次医療機関等の医療施設に限られるため、救命・救急搬送に時間を要する地域でもあります。

これらの課題解決のため、国道 53 号黒尾峠高規格バイパス化（美作岡山道路の北部延伸）の実現を目指し、美作市では、鳥取市、奈義町、勝央町、智頭町とともに、「美作岡山道路北部延伸道路整備促進期成会」を設置し、国等に対し、必要な調査を進め早期の事業化を図るよう働きかけを行っています。

中国縦貫自動車道から市内を経由して智頭方面に向かう黒尾峠のバイパス化により、断層帯の影響を低減し、冬期の豪雪時にも比較的安全に通行できるメリットが生じます。また、北部延伸の沿線市町には、医療機関や陸上自衛隊駐屯基地があり、鳥取自動車道とのダブルネットワークを形成することにより、特に災害時に大きな役割を担う、安全・安心な住民生活を確保する「命を守る道路」となることが期待されます。

■北部延伸の必要性

① 断層帯による地震時の影響

断層帯に近接していないことから、地震による影響が少ないことが推定される。

② 豪雪による影響

付近の県境に比べ標高が低いことにより、冬期でも安全・安心に通行が可能となる。

③ 地域の活性化

県境付近においては、人口減少や高齢化等が深刻な問題であり、地域の活性化が望まれている中で、新たな道路網整備により地域の将来像を構築する。

④ 国道 53 号の歴史

国道53号黒尾峠付近は、今から50年以上前に黒尾トンネルが建設されるなど、改築工事が行われた。

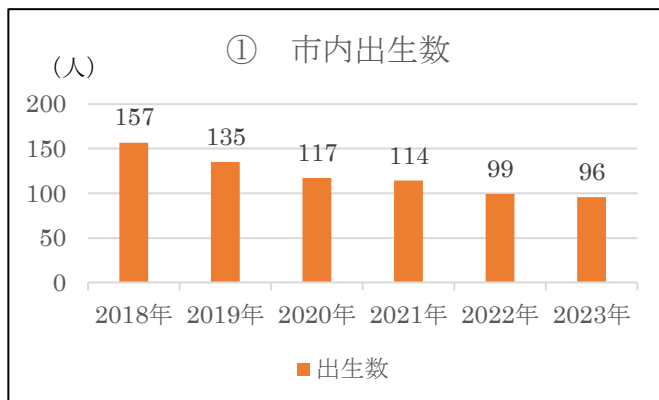
当時においても、本ルート案と同じルートが検討されたが、関係者の同意が得られず、現在の国道53号のルートとなった。



5－(10) 子育て支援に関する助成制度

美作市では、令和2年3月に令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期美作市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援をさらに充実させるため、「安心して子どもを生み、育てることができる地域における子育て支援」

「子どもと親の心身を健やかな成長」「子どもの要保護・要支援のきめ細やかな対応」の3つを基本目標と定め、子育てを支援する施設運営や助成制度を設けるなど取り組みを進めています。参考資料(49～51ページ)のとおり2014年度以降子育てに関する新たな事業の創設や事業の拡大を行い、きめ細やかな子育て支援を行っています。



市内の出生数をみるとグラフ①のとおり減少傾向にあり、2022、2023年と2年連続出生数が100人を割る結果となっています。また、下表は、過去5年の0～18歳人口の社会増減を表したもので、各年度で多少バラつきがあるものの5年間の合計で49人の増となっています。本市では、昨年度「子ども政策会議」をスタートさせ、子どもたちが美作市で幸せに暮らせるために、次頁のとおり2024年度から新たな事業を開始しています。出生数が減っていく中、子育て支援制度の充実により、より多くの子育て世代に子育てをする場所として美作市を選んでもらえるように、安定財源の確保を前提に引き続き取り組みを進めていきます。

○ 0～18歳人口の社会増減(外国人を含む)

(単位：人)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
未就学 (0～6歳)	転入	57	60	52	45	50
	転出	53	44	53	37	65
	増減	4	16	-1	8	-15
義務教育年 齢(7～15 歳)	転入	33	19	20	23	33
	転出	17	17	16	30	31
	増減	16	2	4	-7	2
高校生年齢 (16～18 歳)	転入	26	25	28	29	31
	転出	27	35	20	14	23
	増減	-1	-10	8	15	8
合 計	転入	116	104	100	97	114
	転出	97	96	89	81	119
	増減	19	8	11	16	-5

○2024 年度から新たに開始した事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	予算額
ひとり親家庭等医療費拡大給付	所得制限により医療費給付対象外となっているひとり親の方も給付対象とします。	3,940
児童扶養手当拡大給付	所得制限により児童扶養手当が全額支給停止となる方に対し、子育て支援として保護者に対し月額1万円の手当を支給します。	7,280
育児用品支援	生後2か月前後に行う赤ちゃん訪問の際、紙おむつの処分に必要な市指定ゴミ袋をプレゼントするとともに、育児用品購入の負担軽減を目的として、出生児一人に対し5千円の助成を行います。	1,392
妊婦初回受診助成	妊娠診断のため医療機関を受診された際に必要となる窓口負担に対し、上限5千円を助成します。	600
産前産後ケア デイサービス事業	出産後、体調や育児に不安があるなど、相談・支援を必要とする母子がデイサービスを利用する際に発生する自己負担金に対し助成します。	6,300
あそび場紹介動画制作	子どもの遊び場選びに役立つ情報として、市内の公園や子どもが遊べる施設を紹介するPR動画を制作し、市ホームページなどを活用して子育て世帯に発信します。	500
子育てアプリ「母子モ」へ新機能導入	子育て支援アプリ「母子モ」に、子どもの予防接種に関する問診票の記入や受付、接種歴確認などを携帯端末で行うことができる機能を追加します。	4,070
外国語母子手帳配布	外国人人口の増加に対応するため、英語、ベトナム語、中国語に対応した母子手帳を配布します。	32



参考資料（2023 年度までに開始した事業）

○妊娠前に利用できる制度

（単位：千円）

事業名	事業内容	予算額	
		2014 年度	2024 年度
不妊治療助成	不妊治療費の 3 分の 2 に相当する額を助成します。（年間 30 万円が限度）	1,400	3,000
不育治療助成	不育治療の治療費を助成します。（年間 30 万円が限度）	2016 年度 事業開始	1,000
風しん予防接種費用助成	妊娠を希望する方やその配偶者などの同居者の方に、風しん予防接種の費用を助成します。	2018 年 10 月開始	300
若年がん患者妊孕性温存治療支援事業	将来子どもを産み育てることを望むがん患者が、治療開始前に妊孕性を温存し、治療を受けることができるよう支援するため、温存治療等に要した費用の一部を助成します。	2020 年度 事業開始	350

○妊娠中に利用できる制度

（単位：千円）

事業名	事業内容	予算額	
		2014 年度	2023 年度
電子親子手帳サービス	予防接種や健診の管理、子どもの成長の記録を、簡単に行うことのできるアプリが無料でダウンロードできます。	2017 年度 開始	528
妊婦健診無料	14 回分の妊婦検診の無料券をお渡しします。	20,112	12,371
タクシー利用補助	妊産婦を対象にタクシー利用料金の一部を助成します。	2017 年度 開始	38,431

○出産後利用できる制度

（単位：千円）

事業名	事業内容	予算額	
		2014 年度	2024 年度
出産・子育て応援給付金	妊娠届出時：5 万円、新生児：5 万円/児の給付金、第 3 子以降：15 万円の祝金を支給します。	2017 年度開始 （出産祝金）	16,500
児童手当	3 歳未満児と第 3 子に 1 万 5 千円、3 歳以降第 1・2 子と中学生に 1 万円を支給します。	443,577	293,543
若年者医療費給付	生まれてから 18 歳までのお子さんの医療費が無料です。	2021 年 7 月～高校生まで拡大 128,346	124,080

(単位：千円)

事業名	事業内容	予算額	
		2014 年度	2024 年度
産前産後ヘルパー	妊婦及び産後 1 年以内の産婦さんにヘルパーを派遣し、家事・育児のサポートを行います。	2018 年度 開始	834
産後ケア入院延長	出産後のサポートが必要な産後 1 年以内の産婦と赤ちゃんが、母子ケアや育児指導等を受けることができます。	2020 年度 開始	875
インフルエンザ予防接種費用助成	生後 6 ヶ月から高校 3 年生相当(18 歳となる日の属する年度の末日まで)のお子さんを対象に、1 回 1,000 円を助成します。	2018 年 10 月開始	1,820
予防接種費無料	定期予防接種費用が全て無料です。県外接種も償還払いします。	74,612	53,026
産婦検診	2 回分の産婦検診の無料券をお渡しします。	2019 年度 開始	1,220
未熟児養育医療給付	出生時体重 2,000 グラム以下または体の発育が未熟なまま生まれた新生児が指定医療機関に入院をした場合に医療費の助成が受けられます。(満 1 歳の誕生日まで)	1,634	1,026
病児・病後児保育	発熱などで、集団での保育が困難なお子さんを預かります。	2016 年度 開始	15,589
ファミリーサポートセンター	お子さんを少し預かってほしいときや、お迎えができないときに、手助けをしてくれる人を紹介する会員制のサービスです。	2,579	2,593
絵本のプレゼント	親子のふれあいの手助けとなるよう、赤ちゃん訪問、育児相談で絵本をプレゼントします。	280	273
乳幼児健診	乳児期に医療機関で 2 回、乳幼児期に保健センターで 3 回、無料で健診を受けることができます。	1,850	1,551
乳幼児クラブ	お子さんを持つお母さんが地域別に組織し、楽しいイベントや体験学習を行っています。	354	126
保育料等無償化	3 歳以上児、市町村民税非課税世帯の 3 歳未満児及び第 3 子以降の保育料は無料です。 また、年収 360 万円未満相当世帯の 3 歳以上児及び第 3 子以降の副食費は免除です。	2019 年度 開始	—

(単位：千円)

事業名	事業内容	予算額	
		2014 年度	2024 年度
子育て支援センター	就学前の子どもやその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育てを応援し、情報提供、助言、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら子育て支援を行います。	28,021	31,618
発達支援センター	お子さんの発達に関する相談が可能です。発達支援教室や保護者交流事業を実施しています。	2016 年度 開始	19,579

○小学生・中学生になったら利用できる制度

(単位：千円)

事業名	事業内容	予算額	
		2014 年度	2024 年度
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間や長期休暇中に家庭にいない児童に対し、安心して過ごせる場を提供し、心身の健全な育成を図ることを目指します。	30,596	79,420
遠距離通学補助	中学校への通学が遠距離通学となる地区の方に年額 15,000 円を補助します。	78	3,320
ヘルメット購入補助	中学校や最寄りの通学バスの停留所まで、自転車で通う生徒へ一人 1 回 3,000 円までヘルメットの購入を補助します。	625	359

6 今後の財政見通し

6－(1) 引き続き健全な財政運営に努めていきます

次の表は、2023 年度決算を基に、2024 年度及び向こう 5 年間の財政収支を推計したものです。

歳入における地方交付税は、通常経費である個別算定分が人口減を反映して減少するものの、市債の償還に対して算定される公債費算入額の増により、概ね同水準での推移が見込まれます。

歳出においては、人件費、物件費や公債費の増加が見込まれますが、公債費抑制効果の高い地方債の繰上償還や特定目的基金等の有効活用により、収支不足にはならない見込みとなっています。

単位：百万円（％）

		2024	2025	2026	2027	2028	2029
		金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)
歳入	市税	3,344 (△6.9)	3,370 (0.8)	3,302 (△2.0)	3,205 (△2.9)	3,142 (△2.0)	3,082 (△1.9)
	地方交付税	9,724 (△2.4)	10,067 (3.5)	9,676 (△3.9)	9,695 (0.2)	9,667 (△0.3)	9,673 (0.1)
	国県支出金	3,606 (5.8)	3,048 (△15.5)	3,509 (15.1)	3,032 (△13.6)	2,934 (△3.2)	2,964 (1.0)
	市債	6,230 (42.4)	3,574 (△42.6)	2,223 (△37.8)	1,547 (△30.4)	2,592 (67.5)	2,632 (1.6)
	その他	4,629 (0.1)	4,965 (7.3)	4,139 (△16.6)	3,655 (△11.7)	3,582 (△2.0)	3,723 (3.9)
	合 計	27,533 (6.0)	25,024 (△ 9.1)	22,849 (△ 8.7)	21,134 (△ 7.5)	21,917 (3.7)	22,074 (0.7)
歳出	人件費	4,193 (6.6)	4,385 (4.6)	4,438 (1.2)	4,416 (△ 0.5)	4,449 (0.7)	4,441 (△0.2)
	扶助費	2,091 (△19.0)	2,171 (3.8)	2,149 (△ 1.0)	2,147 (△ 0.1)	2,130 (△0.8)	2,132 (0.1)
	公債費	3,314 (△5.4)	2,931 (△11.6)	3,035 (3.6)	2,749 (△ 9.4)	3,214 (16.9)	2,813 (△12.5)
	物件費	2,972 (7.0)	3,028 (1.9)	3,037 (0.3)	3,071 (1.1)	3,127 (1.8)	3,156 (0.9)
	補助費等	3,026 (△7.3)	2,917 (△ 3.6)	2,882 (△ 1.2)	2,885 (0.1)	2,867 (△0.6)	2,846 (△ 0.7)
	普通建設事業費	6,925 (56.3)	4,901 (△29.2)	3,088 (△37.0)	1,979 (△35.9)	2,813 (42.1)	3,633 (29.2)
	その他	3,730 (△5.0)	3,264 (△12.5)	3,183 (△ 2.5)	3,143 (△ 1.3)	2,925 (△6.9)	3,012 (3.0)
	合 計	26,251 (7.5)	23,597 (△ 10.1)	21,812 (△ 7.6)	20,390 (△ 6.5)	21,525 (5.6)	22,033 (2.4)
収支差引額		1,282	1,427	1,037	744	392	41

6－(2) 推計の考え方

歳入、歳出の推計の考え方は、2023 年度決算及び 2024 年度予算を基にしたほか、次のとおりです。

1 歳入

- (1) 市税は、税制改正等の要因を勘案しています。固定資産税では、太陽光発電設備の償却資産の減を見込んでいます。
- (2) 地方交付税のうち普通交付税は、市税等の収入見込み及び今後の地方債の発行などを勘案して算定しています。交付税算定の基礎数値である「人口」は、2021 年度から 2020 年の国勢調査の人口が反映されていますが、2026 年度からは 2025 年の国勢調査の人口が用いられる見込みとなっていることから、現在の人口動態を踏まえて算定しています。特別交付税は、伸率を 0 としています。
- (3) 国県支出金は、社会保障費や普通建設事業費を勘案して算定しています。
- (4) 市債は、普通建設事業費を勘案して算定しています。臨時財政対策債は、据え置きとしています。
- (5) 2028 年度から大規模事業の実施に伴う起債の償還に、減債基金を 1 億円程度充てています。また、財政の将来的な負担軽減を図るための繰上償還に減債基金を繰り入れることとしています。

2 歳出

- (1) 人件費は、職員の退職、採用等を勘案して算定しています。
- (2) 扶助費は、過去の推移、人口増減を勘案して算定しています。
- (3) 公債費は、今後の借入と償還を見込んで算定しています。
- (4) 物件費は、指定管理料などの固定費を除き、物価上昇率を勘案して算定しています。
- (5) 補助費等は、企業会計への繰出金を勘案して算定しています。
- (6) 普通建設事業費は、現在計画されている事業をもとに算定しています。

(主な普通建設事業)

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・庁舎建設事業 | ・CATV、情報機器等更新事業 |
| ・防災公園整備事業 | ・学びの多様化学校整備事業 |
| ・こども広場整備事業 | ・市道整備事業 |
| ・緊急自然災害防止対策事業 | ・道路防災事業 |
| ・交通結節点整備事業 | ・観光施設整備改修事業 |
| ・公民館建設事業 | ・文化センター建設事業 |
| ・給食センター整備事業 | ・体育施設改修事業 |
| ・小中学校環境改善事業 | ・火葬場建設事業 |